

---

---

# 上富良野町次世代育成支援行動計画

後期計画（平成22年度～平成26年度）

素 案

---

---

平成22年2月

北海道 上富良野町

<b>第 1 章 行動計画の概要</b> . . . . .	<b>1</b>
1 計画策定の背景	
2 計画策定の趣旨	
3 計画の期間及び位置づけ	
4 本町における施策の基本的視点	
5 計画策定体制	
<b>第 2 章 子どもを取り巻く町の状況</b> . . . . .	<b>7</b>
1 本町の出生の動向	
2 人口・世帯の状況	
3 就学前児童の居場所	
4 地域における子育ての支援	
5 母性並びに乳児及び乳幼児の健康の確保及び増進	
6 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	
7 子育てを支援する生活環境の整備	
8 子ども等の安全の確保	
9 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進	
10 各種事業の実施状況	
11 子育て支援施策（平成22年度）	
<b>第 3 章 上富良野町施策目標と展開</b> . . . . .	<b>33</b>
1 子育て支援施策の推進のための基本目標	
2 具体化のための重点課題	
3 子育て支援施策の推進体制	
<b>第 4 章 定量的目標事業量</b> . . . . .	<b>41</b>
1 定量的目標事業量の基本的な考え方	
2 定量的目標事業量の設定方法	
3 推計児童人口	
4 定量的目標事業量	
5 各種事業量目標	
<b>資 料 編</b> . . . . .	<b>51</b>
1 上富良野町次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱	
2 委員名簿・計画策定委員会の開催状況	
3 ニーズ調査結果	

## 第1章 行動計画の概要

### 1 計画策定の背景

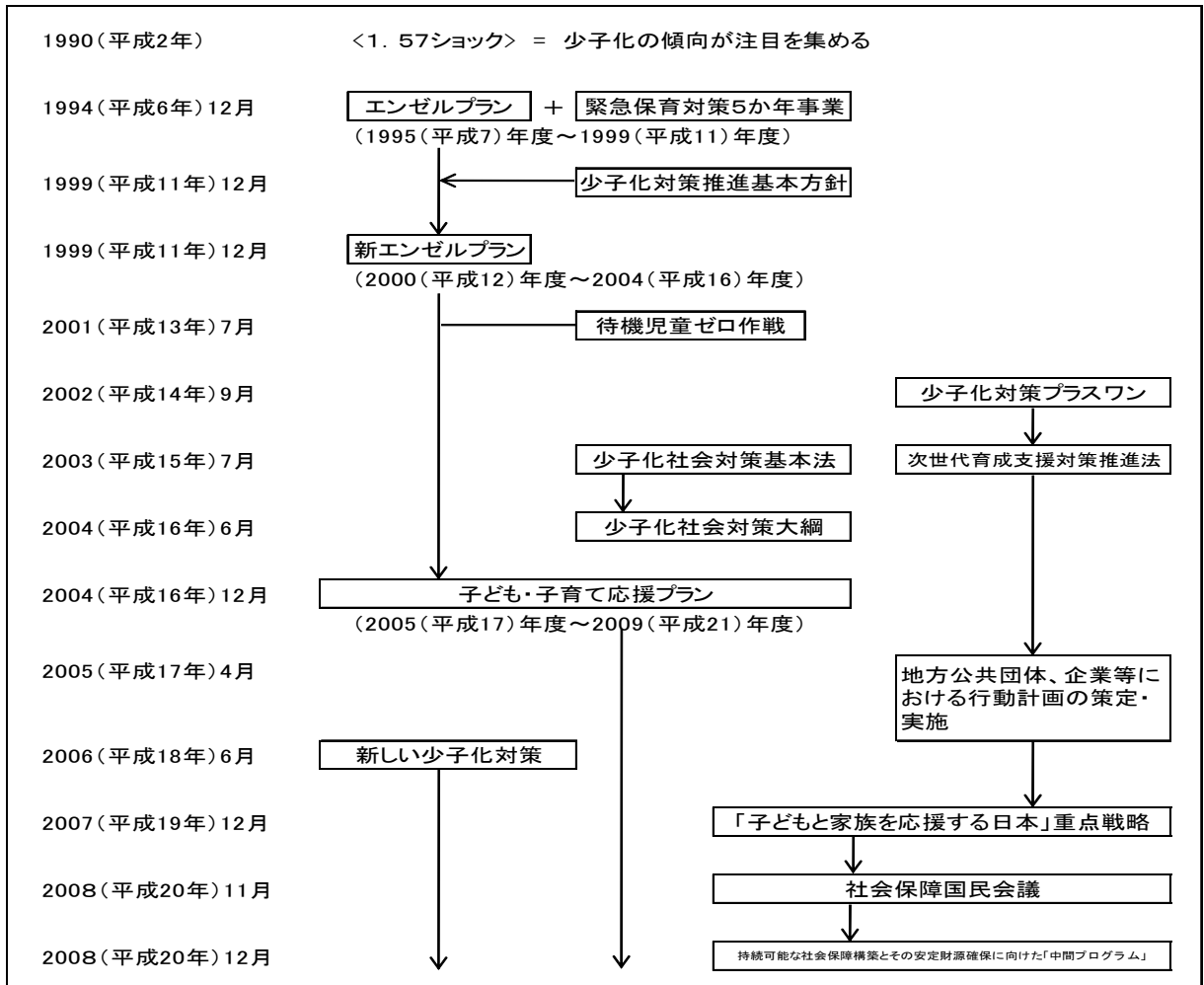
#### 国の少子化対策（次世代育成支援対策）の経緯

- 平成14年1月 新しい日本の将来推計人口の公表
  - ・合計特殊出生率の大幅な低下。平成62年（2050年）における合計特殊出生率の見通しが1.61（平成9年推計）から1.39（平成14年推計）へ低下。
  - ・少子化の主たる要因として、晩婚化に加え、「結婚した夫婦の出生力そのものの低下」という新たな傾向が認められる。
  - ・今後も少子化がより一層進展するとの見通し。
- 平成14年5月 少子化対策に関する総理大臣の指示
  - ・少子化の流れを変えるための実効性のある対策を検討するよう厚生労働大臣に指示。
- 平成14年9月 「少子化対策プラスワン」を厚生労働大臣から総理大臣に報告
  - ・少子化の流れを変えるため、従来の取り組みに加え、もう一段の少子化対策を推進。
- 平成15年3月 「次世代育成支援に関する当面の取り組み方針」の取りまとめ
  - ・次世代育成支援対策推進法案及び児童福祉法改正法案（国会提出）
- 平成15年7月 次世代育成支援対策推進法及び児童福祉法改正法の成立
- 平成16年6月 少子化社会対策基本法に基づき、「少子化社会対策網」が閣議決定
  - ・少子化の流れを変えるための4つの重点課題
    - ①若者の自立とたくましい子どもの育ち
    - ②仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し
    - ③生命の大切さ、家庭の役割等についての理解
    - ④子育ての新たな支え合いと連携
- 平成18年6月 少子化社会対策会議で「新しい少子化対策について」を決定
- 平成19年12月 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略会議において、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が取りまとめられる。
  - ・就労と出産・子育ての二者択一構造の解消のために
    - ①「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」
    - ②「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として進めていく。
- 平成20年12月 「児童福祉法等の一部を改正する法律」公布
  - ・子育て支援事業等を法律上に位置づけ、質の確保と事業の普及促進及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正し、地域・一般事業主・特定事業主

# 第1章 行動計画の概要

における取組を促進する等

## 少子化対策の経緯



(資料：平成21年度少子化白書)

## 少子化が将来の日本の経済・社会に与える影響

### ■少子化の経済面での影響

#### (1) 労働力人口の減少と経済成長への影響

- ・労働力人口が減少するとともに、労働力人口に占める高齢者の割合が高くなることによる労働力供給が減少する。
- ・貯蓄を取り崩して生活する高齢者の増加による貯蓄率の低下により、投資や労働生産性の上昇が抑制され、経済成長率の低下が懸念される。

#### (2) 国民の生活水準への影響

- ・少子化は、人口に占める高齢者の割合を高め、年金、医療、福祉等の社会保障の分野における現役世代の負担が増大するなど、現役世代の税・社会保険料を差し引いた手取り所得が減少する。

### ■ 少子化の社会面での影響

#### (1) 家族構成の変容

- ・ 単身者や子どものいない世帯が増加し、社会の基礎的単位の「家族」の形態が変化するとともに、家系の断絶により先祖に対する意識の希薄化をもたらす可能性がある。

#### (2) 子どもへの影響

- ・ 子ども数の減少による子ども同士の交流の機会の減少、過保護化などにより、子どもの社会性が育まれにくくなるなど、子ども自身の健やかな成長への影響が懸念される。

#### (3) 地域社会の変容

- ・ 人口の減少、高齢化の進行により、市町村によっては、介護保険や医療保険の制度運営にも支障を来すなど、住民に対する基礎的なサービスの提供が困難になる事が懸念される。
- ・ 道路、河川、田畑、山林などの社会資本や自然環境の維持管理も困難になる事が懸念される。

国は、1990（平成2）年の「1.57ショック」以来、出生率の低下と子どもの数が減少傾向にあることを「問題」として認識し、仕事と子育ての両立支援など子どもを生き育てやすい環境づくりに向けての対策の検討を始め、1994（平成6）年に「エンゼルプラン」を策定、1999（平成11）年度を目標として保育サービスの充実が進められてきました。1999年のエンゼルプラン見直しでは、保育サービスだけでなく、雇用、母子保健等の事業も加わった「新エンゼルプラン」が策定されました。

2002（平成14）年にまとめられた「少子化対策ワンステップ」では、従来の取組が保育に関する施策を中心としたものであったのに対し、子育てをする家庭を全体として支え、社会全体が一体となって総合的に取組を進めることとされました。2003（平成15）年には「次世代育成支援対策推進法」が制定され、2005（平成17）年から施行されています。2003（平成15）年には、議員立法により「少子化社会対策基本法」が成立し、2004（平成16）年に、少子化社会対策基本法に基づき、少子化に対処するための施策の指針として、「少子化社会対策大綱」が策定されました。同年、少子化社会対策会議において、「子ども・子育て応援プラン」が策定され、概ね10年後を展望した「目指すべき社会」の姿を提示しています。

さらに、予想以上の少子化の進行に対応し、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図るため、2006（平成18）年に、少子化社会対策会議において「新しい少子化対策について」が決定され、「社会全体の意識改革」と「子どもと家族を大切にする観点からの施策の拡充」という2点を重視し、40項目にわたる具体的な施策を掲げています。

「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」において示された少子高齢化についての一層厳しい見通し等を踏まえ、2007（平成19）年に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議が設置されました。ここで取りまとめられた中間報告において、最優先課題とされた、働き方の改革による仕事と生活の調和の実現については、「ワーク・ライフ・ balan

# 第1章 行動計画の概要

ス推進官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が決定され、重点戦略に反映されています。

上富良野町としても、次代を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備・充実を図るため、本計画を策定し、事業を実施していきます。

## 2 計画策定の趣旨

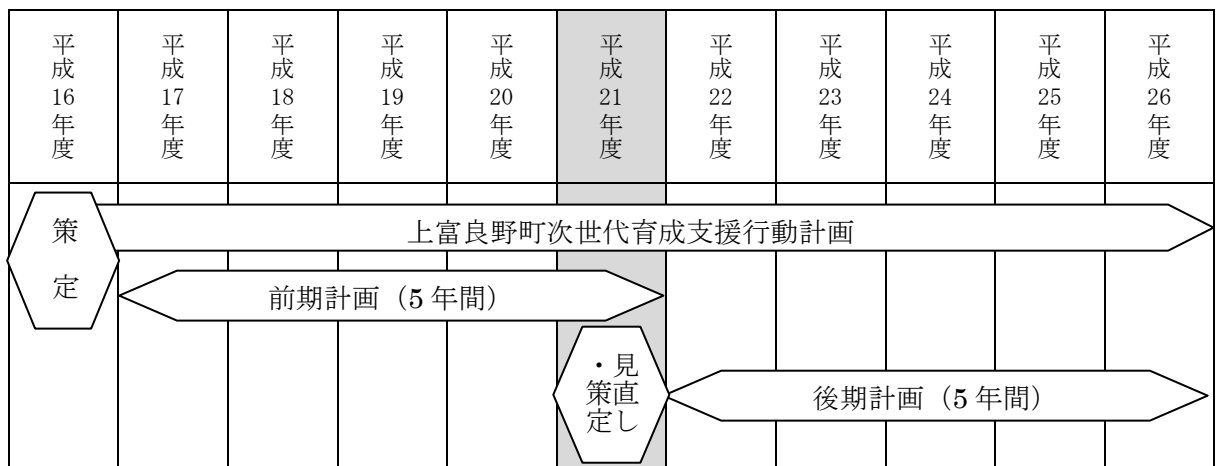
本町では、子どもを安心して生み育てることができる社会の構築を町の重要施策の一つとして位置づけ、子育て支援や、働きながら子育てをしている皆さんの生活支援、また子どもたちの健全育成のために、様々なメニュー、体制化の中で子育て支援事業を展開しています。

次世代育成支援行動計画の策定にあたっては、行動計画策定指針において「次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行わなければならない」（次世代育成支援対策推進法第3条）との基本理念が明示されています。

この次世代育成支援対策の理念に基づき、町民が未来に希望を持って、また安心して子どもを生み、育てることができる優しい町づくりを目指し、「上富良野町次世代育成支援行動計画」を策定するものです。

## 3 計画の期間及び位置づけ

「上富良野町次世代育成支援行動計画」の計画期間は、平成17年度から平成21年度までの5年間を前期と定め、前期の行動計画の実施状況等を踏まえて、平成22年度から平成26年度までの5年間を後期計画として策定する前・後期合わせて10年間の行動計画で、この計画は後期計画として位置付けます。



### 4 本町における施策の基本的視点と考え方

本町では、子どもの健全育成、保護者への生活支援を基本として今日まで子育て支援を推進してきました。

これまでの子育て家庭への施策については、「支援」という言葉がよく使われてきました。しかしそこには、「悩みや問題を抱えている家庭に対して手を差し伸べる」といったイメージが強く、地域社会全体ですべての子育て家庭を支えていく、という観点が薄れていたことは否めません。計画の策定にあたり、これからは親が子育てを主体的に行っていくことを前提としながらも、子育て家庭に対して町全体であたたかく見守り、そして必要なときには地域全体で手助けを行い、勇気付け元気付けていくことが大切です。

また、子どもたちが日々の積み重ねの中で成長をしていく存在であるように、親もまた日々の子育てを通して親として親育ちを遂げていかなければなりません。子どもの育ちを応援すると同時に、親自身そして、親となる次世代の人たちの成長や育ちを応援していくことが求められています。

さらに、子どもは家庭をその成長の基盤としながらも、地域社会と様々に関わりあっていく中で、社会的な存在として成長を遂げていきます。子どもたちの成長は、家庭だけではなく、地域にも大きな役割があることであり、同時に子どもたちの成長を地域全体で支えていくことにより、子育てを通じて地域における助け合いが生じ、地域社会が生まれかわっていくことが重要です。

以上の考えを基に、今後の次世代育成支援対策の施策にあたり、前期行動計画に引き続き、次にあげる3つの視点を基本として推進します。

なお、この視点を基本とした考え方（理念）の実現に向けては、行政が最大の努力をほらうことはもとより、町民一人ひとりや保護者、さらには関係団体や関係機関等と連携をしながら、その具体化に努めていくために3つの視点以外の細部にわたる視点（次代の親づくりという視点・サービス利用者の視点・仕事と生活の調和実現の視点・地域における社会資源の効果的な活用の視点・サービスの質の視点・地域特性の視点等）も積極的に取り込んでいく必要があります。

#### 視点その1 子どもの視点

すべての子どもの幸せを第一に考え、本町で生まれ、育っているすべての子どもは、家庭環境や障害の有無、社会への適応性の違いなど、どのようなことによっても差別されることなく、その必要性に応じたサポートを受ける権利を持っています。

町民一人ひとりがこのような意識を持つことにより、行政と地域が協働してすべての子どもが幸せに育つことを応援するまちづくりを推進します。

#### 視点その2 すべての子どもと家族への支援の視点

すべての保護者が、心身ともにゆとりを持って子育てができるよう、様々なサービスを受ける機会や学習機会と環境が保障されなければなりません。

# 第1章 行動計画の概要

これからは、すべての保護者が様々な面でゆとりを持って楽しく子育てができ、子育ての意義や喜びが実感できるようなまちづくりとするため、保護者の生活に配慮した支援施策を推進します。

## 視点その3 社会全体による支援の視点

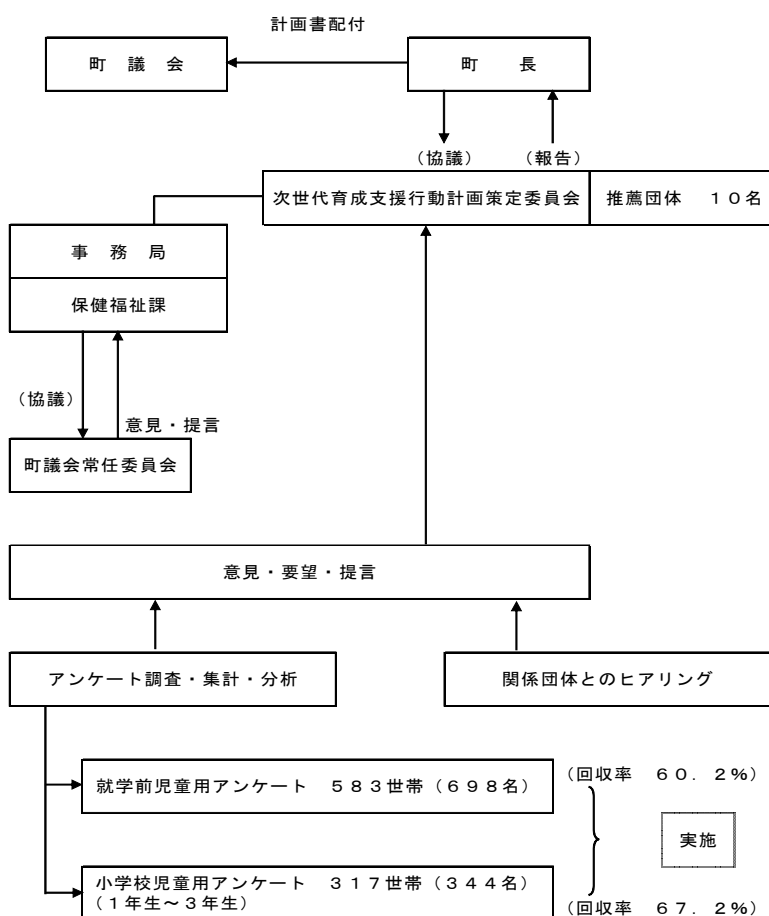
子育てに関わるすべての人が、その喜びを感じるためには、地域全体で子育てをあたたく、かつ、積極的に見守っていくよう意識していかなければなりません。

これからの次代を担う子ども達の成長を地域全体で支えていくためにも、一人ひとりがそのことを意識して、子育て家庭を見守り、必要があれば手を差し伸べ、応援していきけるようなまちづくりとするため、保護者・行政・関係機関・地域が連携した支援施策を推進します。

## 5 計画策定体制

今回の計画策定にあたっては、次にあげた体制で策定における検討を行いました。

上富良野町次世代育成支援行動計画策定体制図  
(上富良野町次世代育成支援行動計画策定までのフローチャート)





## 第2章 子どもを取り巻く町の状況

### 1 本町の出生の動向

#### (1) 出生率・死亡率

平成19年度北海道保健統計年報によると、本町の出生率は全道及び富良野保健所管内より高い状況となっています。平成15年度以降の推移でも、平成17年度は7.8‰（パーミル：全体の合計を1,000とし、その1,000分の1を単位として表す比率）と低いものの11‰台で推移し、微減の傾向であるが、全国、全道平均より高い状況となっている。

しかし、今後は全国統計の傾向と同じく年々出生率の低下が予測され、今後少子化対策はますます重要な課題として推進することが急務であります。

また、新生児死亡は平成15年度から死亡件数はないものの、乳児死亡については、平成15年度に1件（7.4‰）、平成19年度に2件（15.2‰）あったため全道及び富良野保健所管内に比べ高率となっています。

表. 出生率と乳児・新生児死亡率の推移

単位：‰

	全 国	北海道	富良野保健所	上富良野町
出生率	8.6	7.5	8.1	10.9
乳児死亡率	2.6	2.7	5.3	15.2
新生児死亡率	1.3	1.4	-	-

※ 出生率：人口千対

※ 乳児死亡率及び新生児死亡率：人口千対

平成19年度北海道保健統計年報

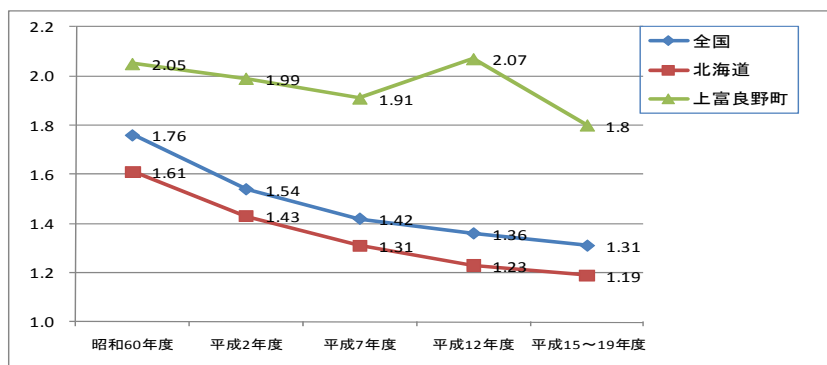
#### (2) 合計特殊出生率

本町における平成15年度から平成19年度の合計特殊出生率は、1.80人となっています。

北海道は全国平均よりも合計特殊出生率が低くなっている中で、本町は全国平均、北海道と比較しても高率となっています。

全道でも、えりも町（1.85人）、別海町（1.85人）に次いで、第3位の順位にあります。

図. 合計特殊出生率の推移



## 2 人口・世帯の状況

### (1) 人口の状況

#### ①人口

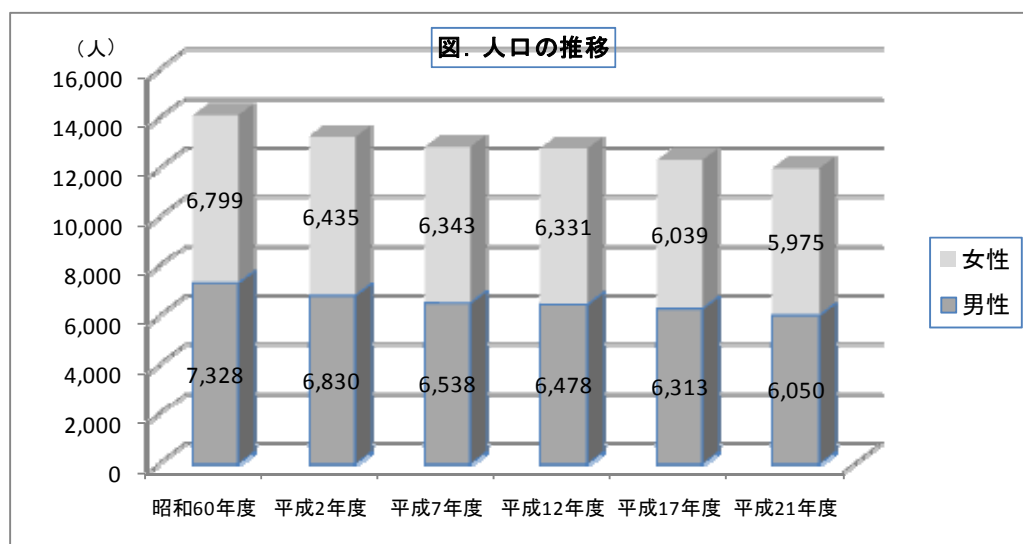
平成21年度の本町の人口総数は12,025人と年々減少しており、昭和60年度の人口と比較すると2,102人(14.9%)の減少となっています。

表. 人口の推移

	人 口			世帯数	世帯人員
	男性	女性	計		
昭和60年度	7,328	6,799	14,127	3,868	3.7
平成2年度	6,830	6,435	13,265	3,934	3.4
平成7年度	6,538	6,343	12,881	4,106	3.1
平成12年度	6,478	6,331	12,809	4,410	2.9
平成17年度	6,313	6,039	12,352	4,540	2.7
平成21年度	6,050	5,975	12,025	5,313	2.3

資料: 国勢調査

※平成21年度は10月1日現在 住民基本台帳



#### ②乳幼児人口(0歳～5歳)

本町の平成21年度現在における乳幼児人口(0～5歳)は694人となっており、毎年減少傾向にあります。

表. 乳幼児人口(0～5歳)の推移

単位: 人

平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
776	742	721	728	721	694

※各年度10月1日現在

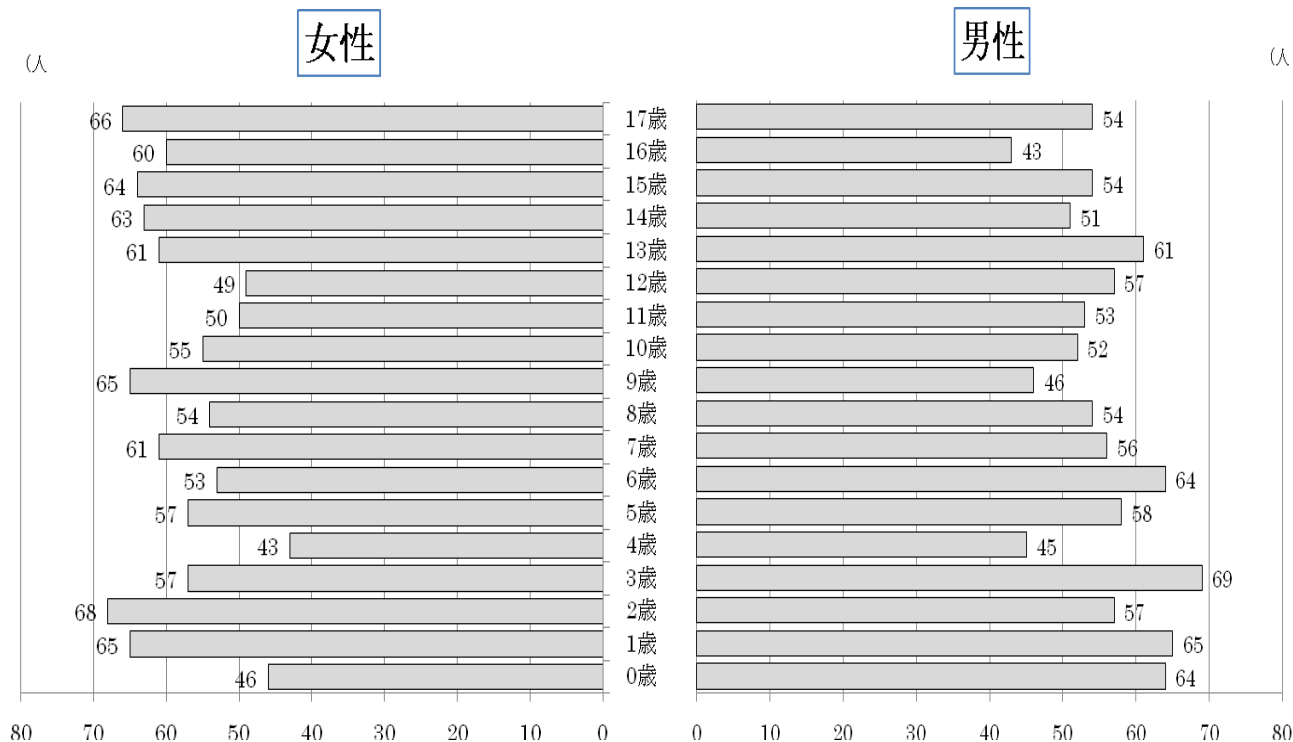
住民基本台帳

## 第2章 子どもを取り巻く町の状況

### ③次世代育成支援対象年齢別・性別人口構成

本町の平成21年度における年齢別人口構成は以下の通りです。

図. 人口ピラミッド



平成21年10月1日現在 住民基本台帳

### ④動態別人口

本町の自然動態は平成20年度で16人の増加と平成16年度の41人から変動はありますが、減少傾向となっています。

また、社会動態は平成20年度では154人の減少となっており、平成16年度から平成19年度でも約150人前後の減少で推移しています。

表. 人口動態の推移

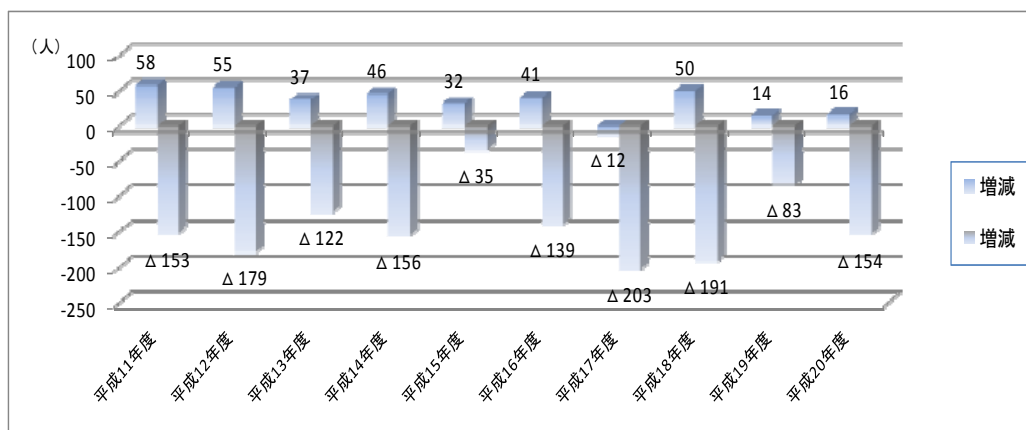
単位: 人

	自然動態(人)			社会動態(人)		
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減
平成16年度	134	93	41	738	877	△ 139
平成17年度	106	118	△ 12	616	819	△ 203
平成18年度	144	94	50	628	819	△ 191
平成19年度	122	108	14	651	734	△ 83
平成20年度	122	106	16	585	739	△ 154

資料: 住民基本台帳

## 第2章 子どもを取り巻く町の状況

図. 人口動態の推移



### ⑤ 婚姻率・離婚率

本町の婚姻率は、全国、北海道と比べ各年度とも高い傾向となっています。

逆に離婚率では、全国、北海道と比べると、各年度とも低い傾向にあり、本町においては2% (パーミル：全体の合計を1,000とし、その1,000分の1を単位として表す比率) 前後の割合で安定しており、北海道と比べ特に低い状況です。

表. 婚姻率・離婚率の推移

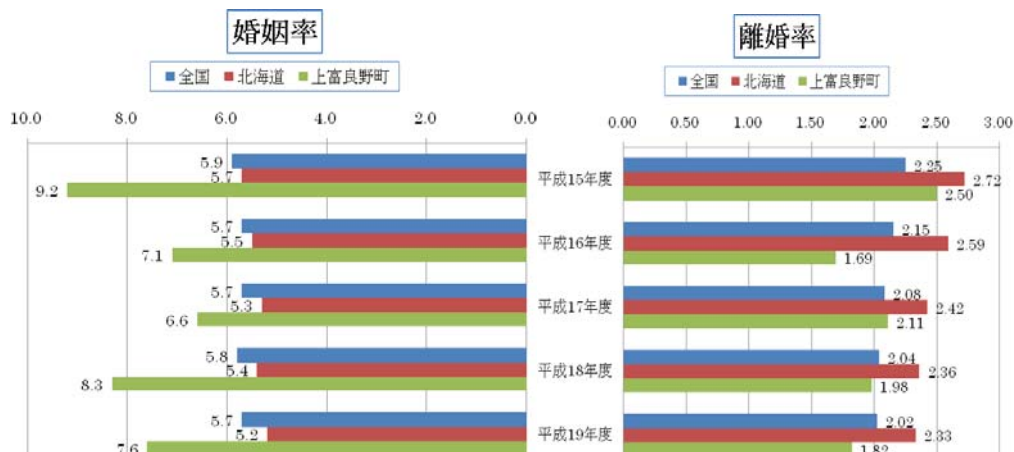
単位：%

	婚姻率			離婚率		
	全国	北海道	上富良野町	全国	北海道	上富良野町
平成15年度	5.9	5.7	9.2	2.25	2.72	2.50
平成16年度	5.7	5.5	7.1	2.15	2.59	1.69
平成17年度	5.7	5.3	6.6	2.08	2.42	2.11
平成18年度	5.8	5.4	8.3	2.04	2.36	1.98
平成19年度	5.7	5.2	7.6	2.02	2.33	1.82

※ 人口千対

資料：北海道保健統計年報

図. 婚姻率・離婚率の推移



## 第2章 子どもを取り巻く町の状況

### ⑥労働力人口

本町の平成17年度の労働力人口は全体で6,994人となっており、人口と同様、減少傾向となっています。

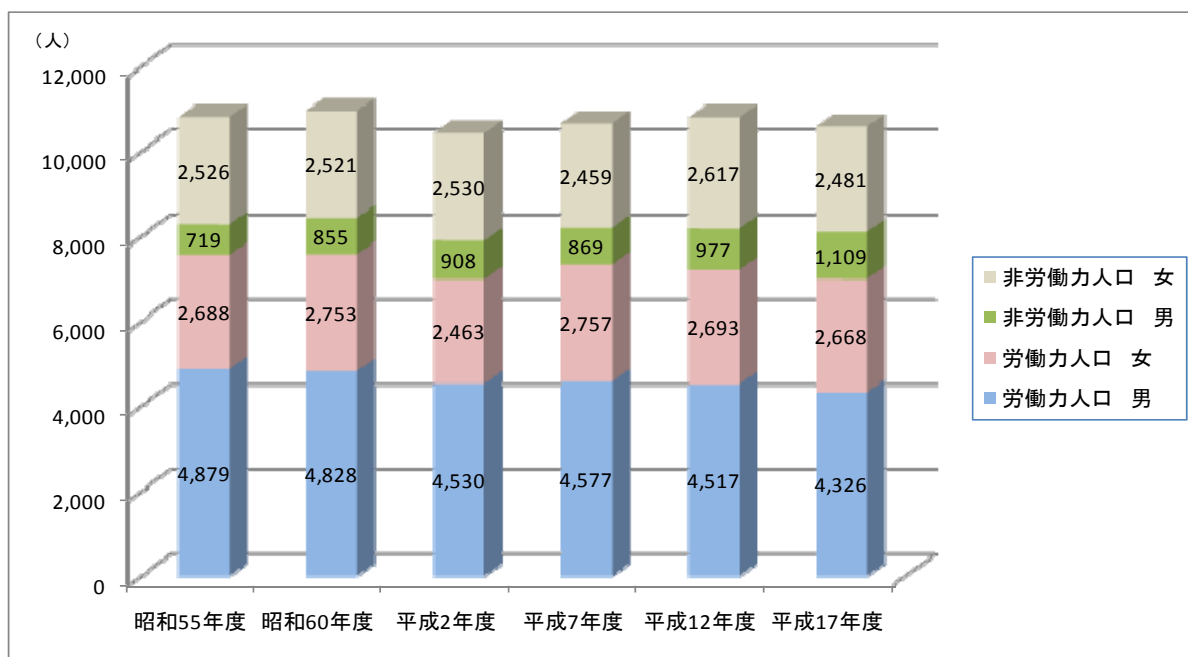
逆に、非労働力人口は、平成17年度で3,590人と増加傾向を示しています。

表. 労働力人口及び非労働力人口の推移

単位:人

	労働力人口			非労働力人口		
	男	女	計	男	女	計
昭和55年度	4,879	2,688	7,567	719	2,526	3,245
昭和60年度	4,828	2,753	7,581	855	2,521	3,376
平成2年度	4,530	2,463	6,993	908	2,530	3,438
平成7年度	4,577	2,757	7,334	869	2,459	3,328
平成12年度	4,517	2,693	7,210	977	2,617	3,594
平成17年度	4,326	2,668	6,994	1,109	2,481	3,590

資料: 国勢調査



## 第2章 子どもを取り巻く町の状況

### (2) 世帯の状況

#### ①世帯数及び平均世帯人員

平成21年度の本町の世帯総数は5,313世帯で、平成17年度の世帯数に比べ773世帯(17.0%)の増加となっております。また世帯人員については平成21年度で2.26人となっており、年々減少し平成17年度より0.46人減少しています。

また、本町ではひとり親世帯は平成21年度において、119世帯となっており、全体の2.6%となっております。

表. 世帯数と世帯人員 単位:人

	人口	世帯数	世帯人員
昭和60年度	14,127	3,868	3.65
平成2年度	13,265	3,934	3.37
平成7年度	12,881	4,106	3.14
平成12年度	12,809	4,410	2.90
平成17年度	12,352	4,540	2.72
平成21年度	12,025	5,313	2.26

※ 平成21年度は10月1日現在住民基本台帳

表. ひとり親世帯数

18歳未満の子どもの いるひとり親世帯	平成7年度	平成12年度	平成17年度
	83世帯	120世帯	119世帯

資料: 国勢調査

### (3) その他の状況

#### ①障害児に対する手当の受給者数

平成21年度における障害児に対する手当の受給者数は「特別児童扶養手当」が28人、「障害児福祉手当」が16人となっています。また、平成16年度以降では「特別児童扶養手当」、「障害児福祉手当」とともに増加傾向となっています。

表. 障害児に対する手当の受給数 単位:人

	特別児童扶養手当	障害児福祉手当	合計
平成16年度	26	14	40
平成17年度	24	13	37
平成18年度	20	13	33
平成19年度	20	14	34
平成20年度	25	15	40
平成21年度	28	16	44

資料: 保健福祉課

## 第2章 子どもを取り巻く町の状況

### ②産業における就業状況

本町では、一次産業は年々減少しており、二次、三次産業が増加しています。

一次産業は、農業を営む人が多く、「15歳～59歳」の男性が361人、女性321人です。

二次産業は、建設業が453人、製造業が441人となっています。

三次産業は、自衛隊及び地方公務員等が1,787人おり、自衛官は54歳で退官となり、その後二次・三次産業で働く人も多い状況です。サービス業は1,246人で、卸売・小売・飲食業が1,235人となっています。

表. 年次別産業人口の推移

資料: 国勢調査

区分	一次産業		二次産業		三次産業		合計
昭和40年度	3,844人	46.7%	413人	5.0%	3,969人	48.3%	8,226人
昭和60年度	2,174人	29.2%	938人	12.6%	4,326人	58.2%	7,438人
平成12年度	1,475人	21.0%	987人	14.0%	4,567人	65.0%	7,029人
平成17年度	1,337人	19.8%	895人	13.3%	4,515人	66.9%	6,747人

平成17年度  
国勢調査

農業	1,289人	建設業	453人	公務員	1,787人
林業	48人	製造業	441人	サービス業	1,246人
		鉱業	1人	卸売・小売・飲食業	1,235人
				運輸・通信	159人
				金融・保険	68人
				電気・ガス・水道	11人
				不動産	9人

年齢別農業従事者

区分	男性	女性	合計
15～59歳	361人	321人	682人
60歳以上	224人	203人	427人

### ③児童虐待相談件数の状況

本町における平成20年度の児童虐待に関する相談件数は1件と減少し、現在のところ深刻な虐待のケースには至っておりません。

しかし、全国や北海道では児童虐待相談件数が急増していることから、本町においても児童虐待の未然予防、早期発見、早期対応を図るため、啓発活動等を促進しています。

平成17年度に「上富良野町要保護児童対策地域協議会」を設置し、旭川児童相談所、上川保健福祉事務所、富良野保健所、富良野警察署、消防署、小・中学校、高等学校、幼稚園、保育所、医療機関、民生児童委員、人権擁護委員、保護司会、教育委員会、町行政関係所管課等を構成機関とし、児童虐待の未然防止や早期発見、早期対応に努めています。

## 第2章 子どもを取り巻く町の状況

表. 児童虐待相談件数

単位: 件

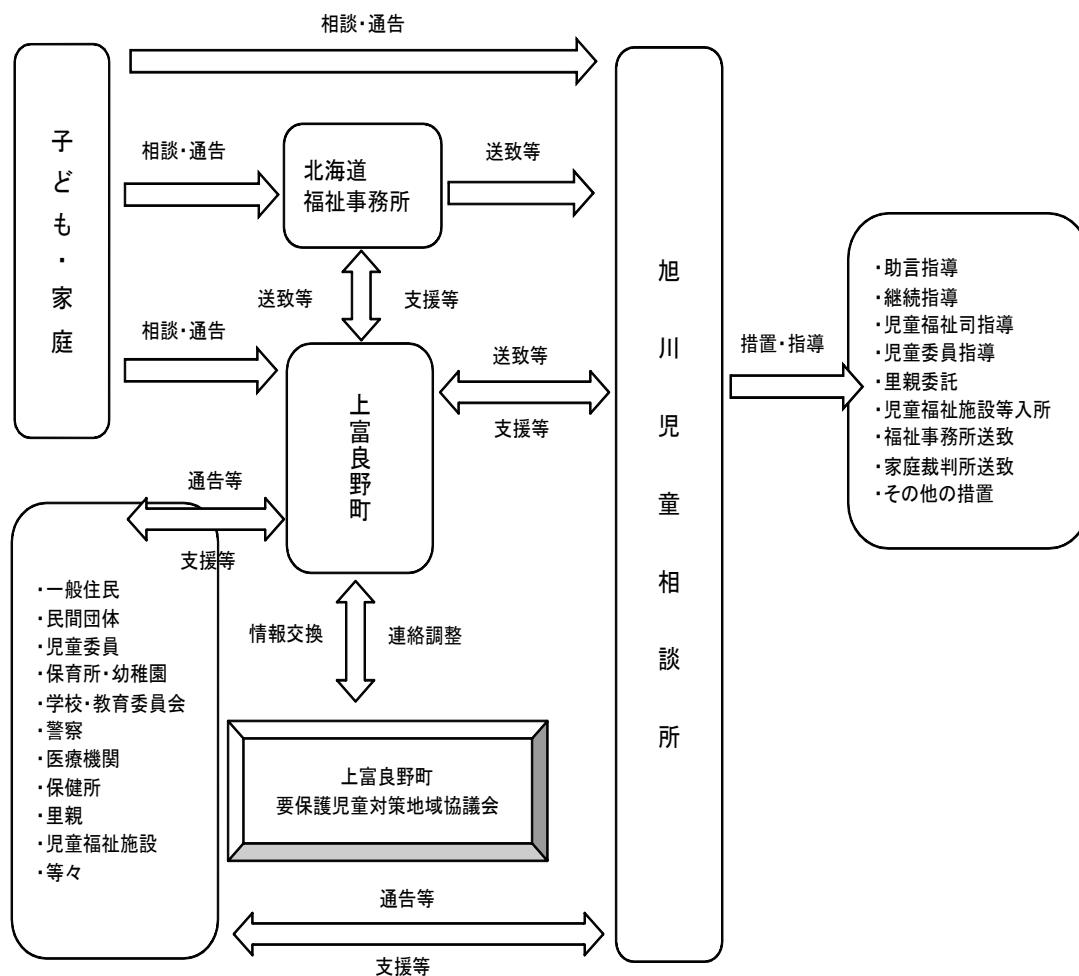
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
上富良野町	3	2	4	3	1
北海道	824	862	954	1,417	1,644
全国	33,408	34,472	37,323	40,639	42,662

※平成20年度全国値は速報値

資料: 児童相談所・保健福祉課

### 「上富良野町要保護児童対策地域協議会」と児童虐待防止の相談体制

児童虐待の未然防止や早期発見等のためには、市町村、児童委員、保育所、幼稚園、学校、教育委員会、保健センター、警察、医療機関、児童家庭支援センター、保健所、児童相談所など、地域の関係機関・団体や関係者が連携して取り組んでいくことが重要なことから、こうした関係機関等の連携・協力がさらに促進されるよう「要保護児童対策地域協議会」を市町村に設置することとされています。





### 3 就学前児童の居場所

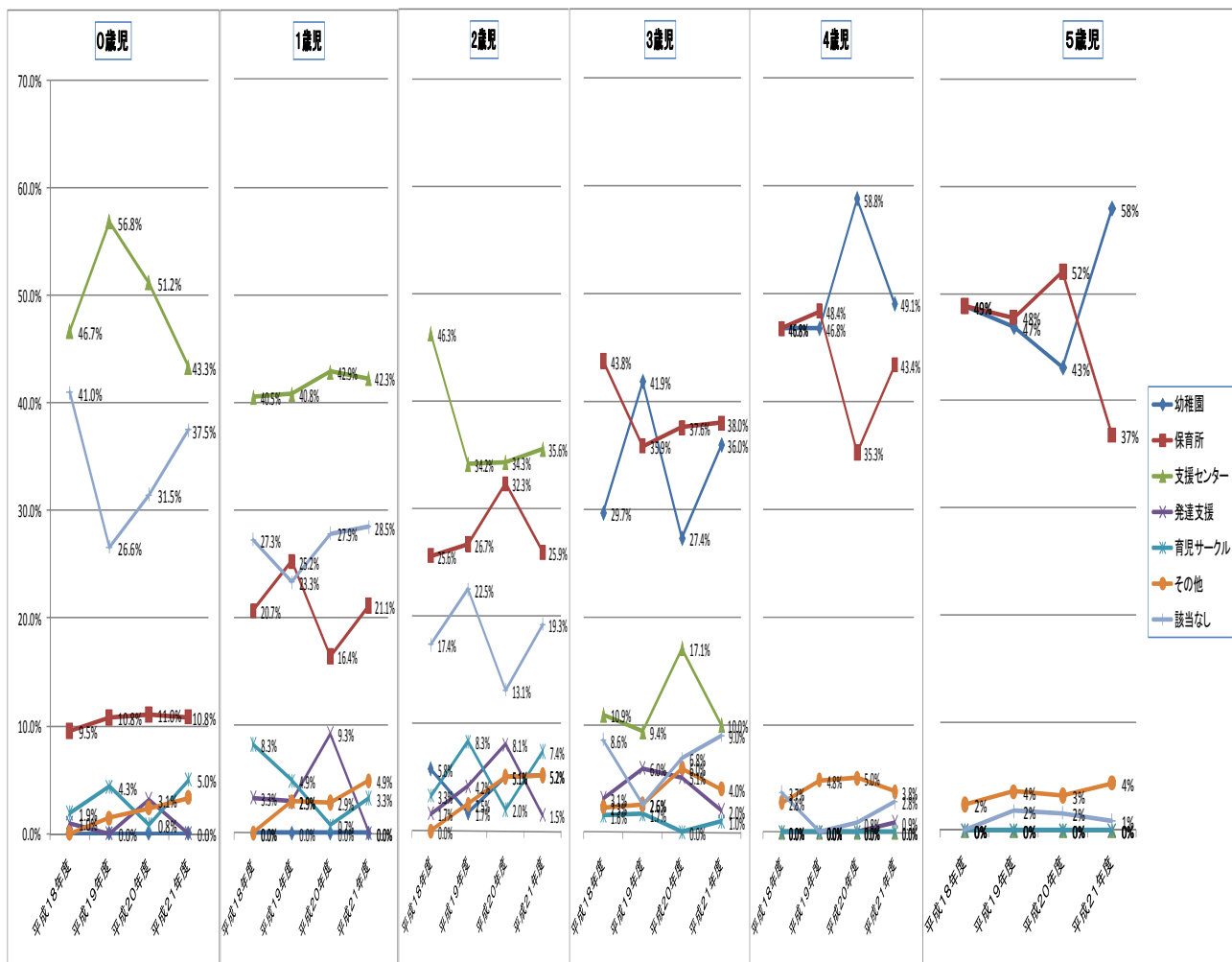
平成21年5月1日現在における就学前児童数は698人です。

そのうち、児童の居場所として「保育所」は200人(28.7%)、「幼稚園」は161人(23.1%)、「子育て支援センター」利用は162人(23.2%)、「発達支援センター」利用は5人(0.7%)、「育児サークル」は21人(3.0%)となっており、その他の在宅等は149人(21.3%)です。

なお、重複して各施設を利用している場合、保育所から育児サークルのそれぞれの順で、上位を優先し、算定しています。

各年齢層別に居場所を平成18年度から平成21年度までの変化を見ると、すべての年齢層で「保育所」にいる割合が増加しています。また、「4～5歳児」では「幼稚園」にいる割合が高い傾向を示しています。平成21年度においても「4歳児」の居場所で49.1%、「5歳児」の居場所では58%と、半数を超える児童が「幼稚園」にいる現状となっています。

図. 就学前児童の居場所



各年度5月1日現在

資料：保健福祉課

## 4 地域における子育ての支援

### (1) 地域における子育て支援サービスの充実

#### ①放課後子どもプラン事業

学校の放課後及び長期休業中における児童の安全で健やかな活動場所を確保するため、地域の参画を得ながら、学習やスポーツ、文化活動、体験交流活動など、児童の健全育成を図ることを目的に、「放課後子どもプラン」事業（放課後クラブ事業、放課後スクール事業）を実施しています。放課後における児童の育成事業については、放課後児童健全育成事業として町内の2か所の児童館で、また、地域子ども教室事業として各学校の余裕教室を利用してそれぞれ行っていました。より児童の安全な居場所づくりを確保するため、平成19年度から現在の事業体制で実施しています。

#### ア 放課後クラブ事業

児童福祉法第6条の2第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後から午後6時まで、町内の小学校の余裕教室を利用して、適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全な育成を図っています。

また、長期休業期間中（春休み、夏休み、冬休み）は、上富良野町公民館を実施場所として午前9時から午後6時まで、留守家庭児童の安全な居場所づくりと子育て支援を行っています。

表. 放課後児童健全育成事業(放課後クラブ)の状況

	開催校	開催回数	参加児童数	備考
平成17年度	上小・西小	246回	5,749	週4回
平成18年度	上小・西小	273回	8,748	週4回
平成19年度	上小	286日	8,534	61人登録
	西小	243日	1,090	6人登録
平成20年度	上小	293日	11,377	76人登録
	西小	284日	2,781	16人登録

※平成19年度から新規事業へ移行

資料: 保健福祉課

#### イ 放課後スクール

放課後における子どもの安全な居場所づくりの確保と子どもの健全育成を目的に、小学生1年生から6年生までを対象に、授業の終了後から午後5時まで、町内の小学校の余裕教室を利用して、適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全な育成を図っています。

地域住民の協力を得ながら、異学年全員が一緒に交流し、スポーツや文化活動、交流活動を行い、豊かな心と健全な育成を育むよう取り組んでいます。

表. 放課後スクール事業の状況

	開催校	開催回数	参加児童数	備考
平成17年度	上小・西小	71回	335	週1回
平成18年度	上小・西小	42回	247	週1回
平成19年度	上小	187日	3,900	107人登録
	西小	182日	5,230	81人登録
	江幌小	39日	510	16人登録
	東中小	34日	48	2人登録
平成20年度	上小	203日	1,932	66人登録
	西小	203日	4,109	64人登録
	江幌小	40日	549	18人登録
	東中小	—	—	0人登録

※平成19年度から新規事業へ移行

資料:教育振興課

※みんなで遊ぼう、平成19年度から放課後スクール

#### ②幼稚園における子育て支援事業

高田幼稚園においては、就労している家庭への子育て支援事業として、平日の14:30~18:00まで、夏休み・冬休み・春休み（日曜は除く）の7:30~18:00まで預かり保育を実施しています。

また、本町では私立幼稚園に通園する園児の親が支出する保育料を減免し、負担を軽減するため国の施策に基づき「幼稚園就園奨励費補助」を実施し、幼児教育の推進を図っています。

#### ③幼稚園における子育て支援（地域開放）推進事業

高田幼稚園においては、地域の子育て中の家庭を対象に幼稚園施設を開放して、以下の4事業を地域開放推進事業として行っています。

- ・高田幼稚園子育て支援「キッズ・ママ親子教室」（週2日）
- ・すこやか子育てセミナー（家庭教育学級）開催
- ・キッズランド（年3回開催）
- ・お店屋さんごっこ遊び

#### ④上富良野町子育て支援センター

本町では、安心して子どもを生み育てることができる環境を整備するため、平成16年4月1日から「上富良野町子育て支援センターにここ」を中央保育所内に開設しました。

平成17年4月1日からは、老人身障者保健センターを改築し、新装した「子どもセンター」に移転し、親子のふれあいの場や仲間作りの場として、また、子育てに関する各種相談の場として利用されています。また、育児サークル等への支援、子育て支援に関する総合的な窓口など地域

## 第2章 子どもを取り巻く町の状況

の子育て家庭やこれから子育てを始める家庭の保護者や児童等に対する各種支援を行なっています。

- ・「ぴよぴよ」の開催 毎週水曜日午後 対象7ヶ月児までの親子
- ・「よちよち」の開催 毎週月・火曜日午前 対象0～1歳の親子
- ・「あそびのひろば」の開催 毎週水・木曜日午前 対象2歳～就学前の親子
- ・「なかよしサロン」の開催 毎週月～金曜日午前・午後 対象0歳～就学前の親子
- ・育児相談の実施（電話・面接） 月曜日～金曜日
- ・子育て講習会の開催 年2回
- ・育児サークルへの支援 随時（サークルへのあそびの紹介、育児相談、託児など）

表. 子育て支援センター利用状況

単位:人

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
あそびの広場	91組98人	104組154人	112組157人	97組134人	111組161人
よちよち	113組127人	136組174人	136組164人	154組183人	135組191人
ぴよぴよ	—	—	—	—	32組32人
なかよしサロン	延べ335人	延べ2,441人	延べ3,460人	延べ4,053人	延べ2,089人
育児相談	—	141件	147件	98件	154件

資料: 保健福祉課

### (2) 保育サービスの充実

#### ①通常保育事業

##### ア 保育所

保育所は、児童福祉法第39条第1項の規定に基づき、保護者の労働、疾病その他の理由により、家庭において、乳幼児の保育ができない場合に、保護者の委託を受けて保育することを目的として設置された児童福祉施設です。

表. 保育所の概要

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
公立	施設数	2	2	2	1	1
	定員数	135	135	135	90	90
	児童数	165	164	160	103	100
	稼働率(%)	122.2	121.5	118.5	114.4	111.1
私立	施設数	1	1	1	2	2
	定員数	60	60	60	105	105
	児童数	74	71	76	124	125
	稼働率(%)	123.3	118.3	126.7	118.1	119.0
合計	施設数	3	3	3	3	3
	定員数	195	195	195	195	195
	児童数	239	235	236	227	225
	稼働率(%)	122.56	120.51	121.03	116.41	115.38

各年度3月1日現在

資料: 保健福祉課

平成20年3月1日現在、町内の入所児童数は公立1園で100人、私立2園で125人（うち1園は平成16年4月から学校法人へ委託、平成19年4月から学校法人に民営化）、合計225人と

## 第2章 子どもを取り巻く町の状況

いう状況で、稼働率は合計で115.4%となっています。また、平成16年度から平成20年度にかけて児童数、稼働率ともに横ばい傾向にあります。平成15年3月の稼働率が106.7%でしたので、平成16年以降急増しており、保育所の需要が増加しています。

### 町内における施設、及び定員

施設名	定員	概要
中央保育所	90	・保護者のいずれもが労働に従事していたり、疾病にかかっているなどのために、家庭において十分な保育ができない児童を、保護者に代わり保育することを目的とした児童福祉施設
上富良野西保育園	45	
わかば愛育園	60	

### イ 幼稚園

幼稚園は、小学校、中学校、高校、大学等と同じく、学校教育法に定められた「学校」で、文部科学省が所管しています。幼稚園では「幼児期の教育の基礎を培うもので、幼児を保育し、適切な教育環境の中で、その心身の発達を助長する事」を目的とし幼児教育を行っています。

町内には、学校法人専誠寺学園 上富良野高田幼稚園が開設されています。

表. 幼稚園数及び園児・教職員数

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
園数	1	1	1	1	1	1
定員数	240	240	240	240	200	200
学級数	8	8	8	8	8	8
園児数	153	169	165	168	162	161
稼働率	63.8	70.4	68.8	70.0	81.0	80.5
教職員数	11	13	14	13	13	12

各年度5月1日現在

資料: 教育振興課

平成21年5月1日現在、町内の入園児童数は、私立1園で161人という状況で、稼働率は80.5%となっています。平成16年度から平成21年度にかけて児童数は横ばい傾向にあります。

また、平成20年度から定員数を240名から200名に見直しを行っています。

### ②特別保育事業

#### ア 乳幼児保育

乳児の受け入れを促進し、途中入所にも対応できるように、年度の始めから保育士を確保して、保育所（3園）において実施しています。近年、低年齢児の保育希望が増加し、特に「0～1歳」の低年齢児の入所が増加しています。

表. 乳児保育の利用状況

単位: 人

年度	乳児数(0歳～2歳)	
	うち0～1歳	
平成16年度	76	40
平成17年度	69	30
平成18年度	67	34
平成19年度	74	42
平成20年度	77	44

各年度3月1日現在

資料: 保健福祉課

### イ 障害児療育の状況

#### a 障害児保育

心身に障害を持つ集団保育が可能な児童を受入れ、社会性と心身の発達を身につけさせるため、保育所（3園）で、健常児とと

表. 障害児保育利用状況

単位: 人

年度	利用児童数
平成16年度	4
平成17年度	4
平成18年度	5
平成19年度	7
平成20年度	9

資料: 保健福祉課

## 第2章 子どもを取り巻く町の状況

もに集団保育を行っています。

### b 発達支援センター

発達支援センターは、心身の発達に遅れや心配、障害のある児童と家庭に対して、個々に応じた発達支援を行うことで、子どもの発達を促すことや、親同士の交流の中から子育てについて学びあい、支え合っていくことを目的として運営しています。

平成17年4月1日からは、新装した「子どもセンター」に移転し、乳幼児の各種健診はもとより、幼稚園や保育所と連携し、支援を要する乳幼児にできるだけ早期に必要な支援を行うとともに、小学校入学を円滑に行うための適切な支援を行っています。

表. 発達支援センター 児童デイサービス利用状況

単位: 人

年 度	通園児童数		年間開設日数	延べ利用者人数	1日平均利用者
		(うち中富良野町)			
平成16年度	62	9	241	1881	7.8
平成17年度	57	10	241	2095	8.7
平成18年度	77	12	243	1911	7.9
平成19年度	83	12	244	1918	7.9
平成20年度	87	12	245	1856	7.6

資料: 保健福祉課

### ウ 延長保育

町内の公立1ヶ所、私立2ヶ所の保育所の通常保育時間は午前7時30分から午後5時30分までですが、すべての保育所において、午前7時から午前7時30分までの「前30分」と、午後5時30分から午後6時30分までの「後1時間」の延長保育を行っています。

表. 延長保育

単位: 人

年 度	利用児童数
平成16年度	延べ
平成17年度	延べ5,439
平成18年度	延べ4,052
平成19年度	延べ4,701
平成20年度	延べ5,345

資料: 保健福祉課

### エ 特定保育

本町では、多様な保育ニーズに応えるため、平成20年4月より、保育所(3園)において特定保育を行っています。

保護者の就労形態の多様化により、働き方に応じた保育サービスの需要に対応するため、保育所において児童を一定程度(月12日以内)継続的に保育することで、安心して子育てができる環境を整備しています。

表. 特定保育

(平成20年度より実施)

単位: 人

年 度	利用児童数
平成20年度	延べ441

資料: 保健福祉課

### オ 一時預かり事業

#### a 保育所における一時預かり

平成20年4月より、特定保育の実施にあわせ、保育所(3園)において一時預かり事業を行っています。

保護者の疾病や災害等により、一時的に家庭での保育が困難と

表. 一時預かり事業

(平成20年度より実施)

単位: 人

年 度	利用児童数
平成20年度	延べ249

資料: 保健福祉課



## 第2章 子どもを取り巻く町の状況

なる場合や育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減することを目的とし、週3日または月12日以内での保育を実施しています。

### b 幼稚園における預かり

高田幼稚園において、就園児を一時的に預かる制度で、通常預かり保育は7時30分から園保育終了後18時00分の間、保育専任のスタッフが家庭的な雰囲気の中で預かりを実施しています。

また、毎週土曜日、8時00分から12時00分まで、平常の保育とは違ったオープンなスタイルで、土曜日預かり保育として独自のカリキュラムで一時預かりを行っています。

さらに、夏・冬・春休み期間中には、専任のスタッフが、普段の幼稚園生活とは違った体験・活動を取り入れた特別預かり保育を実施しています。

表. 幼稚園の預かり保育、休日保育の状況

	園児数	通常預かり保育 利用延べ人数	休日預かり延べ人数 (土・夏・冬・春休み)
平成16年度	153	7,344	438
平成17年度	169	7,468	649
平成18年度	165	9,187	512
平成19年度	168	9,757	617
平成20年度	162	7,867	538

※文科基本調査報告(5月1日付)

資料: 高田幼稚園

高田幼稚園における平成20年度の預かり保育の利用状況は、園児数162名のうち、延べ人数7,867名となっており、また、土曜日・夏・冬・春休み対応の休日保育(日曜日を除く)の利用状況は、延べ538名となっています。

### カ 休日保育

本町においては、幼稚園で夏・冬・春休み対応の休日保育を実施していますが、保育所では休日保育は実施していません。

### ③保育所地域活動事業

地域の人間関係の希薄化が進む中、子育てに悩みや不安を抱える親が増え孤立化してきています。このため、町内の各保育所では、親同士が出会う「場」、友だちづくりができる「場」、気軽に集えて子育てに関する情報が得られる「場」を提供することを目的として、保育所の施設を開放して地域の子育て中の家庭への支援を実施しています。

- ・中央保育所 「お父さんといっしょ」、「お母さんといっしょ」
- ・上富良野西保育園 「いっしょにあそびませんか」
- ・わかば愛育園 「のびのびクラブ」

### ④ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業とは、子育ての援助を行いたい人と援助を受けたい人が会員となり、町民の相互援助活動をお手伝いする事業です。

本町では、平成22年3月から事業を開始し、仕事と育児を両立させ、安心して働くことができる環境の整備を図っています。

援助の内容は次のとおりです。

- ・保育施設等（保育所・幼稚園・小学校など）の開始前や終了後に子どもを預かる。
- ・保育施設等まで子どもの送迎を行う。
- ・放課後クラブ、放課後スクール終了後に子どもを預かる。
- ・学校の放課後に子どもを預かる。
- ・子どもが軽度の病気のため保育施設等に預けることができないとき、あるいは保育施設等の休業日に子どもを預かる。
- ・冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かる。
- ・その他、一時的に子育て援助が必要なときに子どもを預かる。

### (3) 育児サークル活動

母親学級の同窓生や同じ年代の子どもを持つ仲間が集まり、自主的な育児サークル活動を展開しています。この育児サークル活動は、子どもの遊びの場や親の交流の場と子育てに関する情報交換の場となっています。また、保健師、栄養士、保育士等を招いた学習会を開催するなど、子育てに関する学びの場となっています。

また、各育児サークルの情報交換やネットワークづくりを推進するため、育児サークル連絡協議会を設置し、相互の連携を図っています。

平成21年4月1日現在、以下の9の育児サークルが活動しています。

1. ポパイ	2. FLOWER☆SMILE	3. キッズファミリー
4. いないいないばあ	5. マミイ	6. Wing・Kid's
7. でこぼこキッズ	8. ドラえもんズ	9. KIDS. ママ

## 5 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

### (1) 子どもや母親の健康の確保

子どもや母親の健やかな成長を支えるための「乳幼児健診の充実」「妊産婦の保健医療の充実・相談支援」「育児不安を軽減する相談事業の推進・母親の心身の状態（うつ状態、虐待傾向）・父親の心身の状態・子育ての相談」「家庭での事故防止の普及」「口腔健診の充実」等を実施しています。

また、こうした各種健診体制を整えることにより、出生率の低下と核家族化の進行に伴う育児環境の変化による育児不安の増大や虐待等、母と子を取り巻く問題の解消を図るため、妊娠期か



## 第2章 子どもを取り巻く町の状況

ら始まり、出産、乳幼児期を経て継続した育児支援、健康や育児不安の解消を図っています。

### (2) 食育の推進

「地域における食に関する学習の機会の充実」のために、発達段階に応じた食に関する学習や地域食材を使った食事づくり等の体験活動を進めるなど、食育の推進を図っています。

### (3) 思春期保健対策の実施

思春期における保健対策については、保健・医療・教育・福祉などの関係機関が相互に学習の場を提供したり、情報や意見交換を実施する思春期対策など「子どもを生み育てる性の安定」のための体制づくりが必要なため、学校保健と地域との連携による思春期保健対策の充実を図っています。

### (4) 小児医療の充実

小児医療については、休日や夜間における小児救急患者への適切な対応が求められていることから、町内での対応が困難な分野や今後の小児医療の動向を見据えた小児救急医療体制の整備を図るため、圏域の小児科医等の専門医療機関との連携を図っています。

### (5) 乳幼児健康診査

乳幼児健康診査の受診状況は、平成16年度並びに平成17年度の4ヶ月乳児健診の受診率が100%で最も高くなっている。

平成20年度では、3歳児検診の受診率が99.0%と最も高く、それ以外の検診についても毎年9割を超える受診率となっています。

表. 乳幼児健康診査の受診状況

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
4か月乳児健診	受診対象者数	140	93	141	129	132
	受診者数	140	93	136	122	129
	受診率	100%	100%	96.5%	94.6%	97.7%
7か月乳児相談	受診対象者数	137	112	130	134	134
	受診者数	121	110	120	128	128
	受診率	88.3%	98.2%	92.3%	95.5%	95.5%
10か月乳児相談	受診対象者数	129	125	109	138	124
	受診者数	127	124	106	136	122
	受診率	98.4%	99.2%	97.2%	98.6%	98.4%
18か月乳児健診	受診対象者数	133	133	104	128	124
	受診者数	131	128	100	124	119
	受診率	98.5%	96.2%	96.2%	96.9%	96.0%
3歳児健診	受診対象者数	142	144	121	124	100
	受診者数	120	135	114	120	99
	受診率	84.5%	93.8%	94.2%	96.8%	99.0%

資料: 保健福祉課

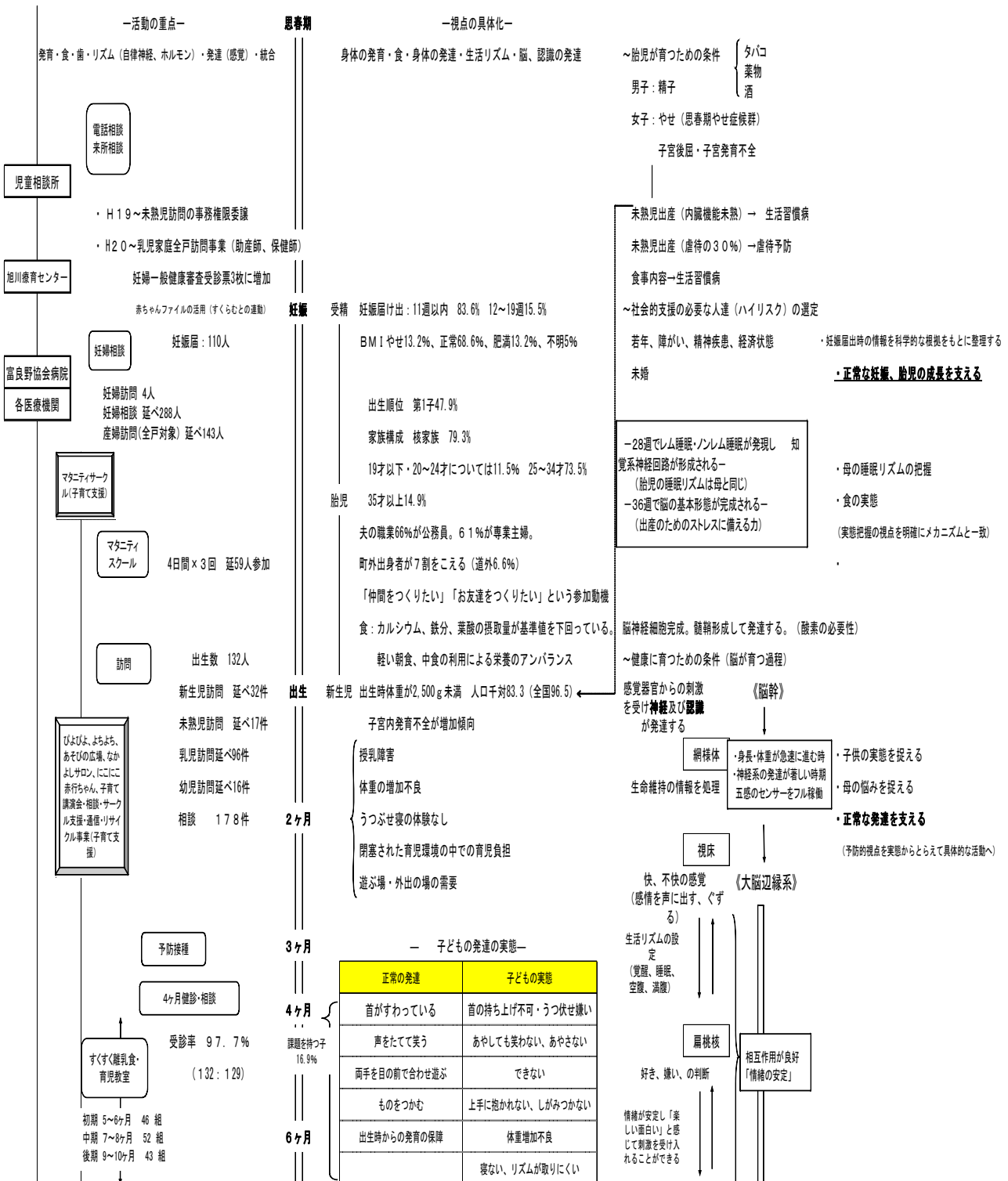
(6) 母子保健体系

平成20年度 上富良野町母子保健体系

平成20年度 上富良野町母子保健体系

資料：保健福祉課

母子保健における子育て支援体制	見えてきた実態	脳の発達	課題から計画化
-----------------	---------	------	---------

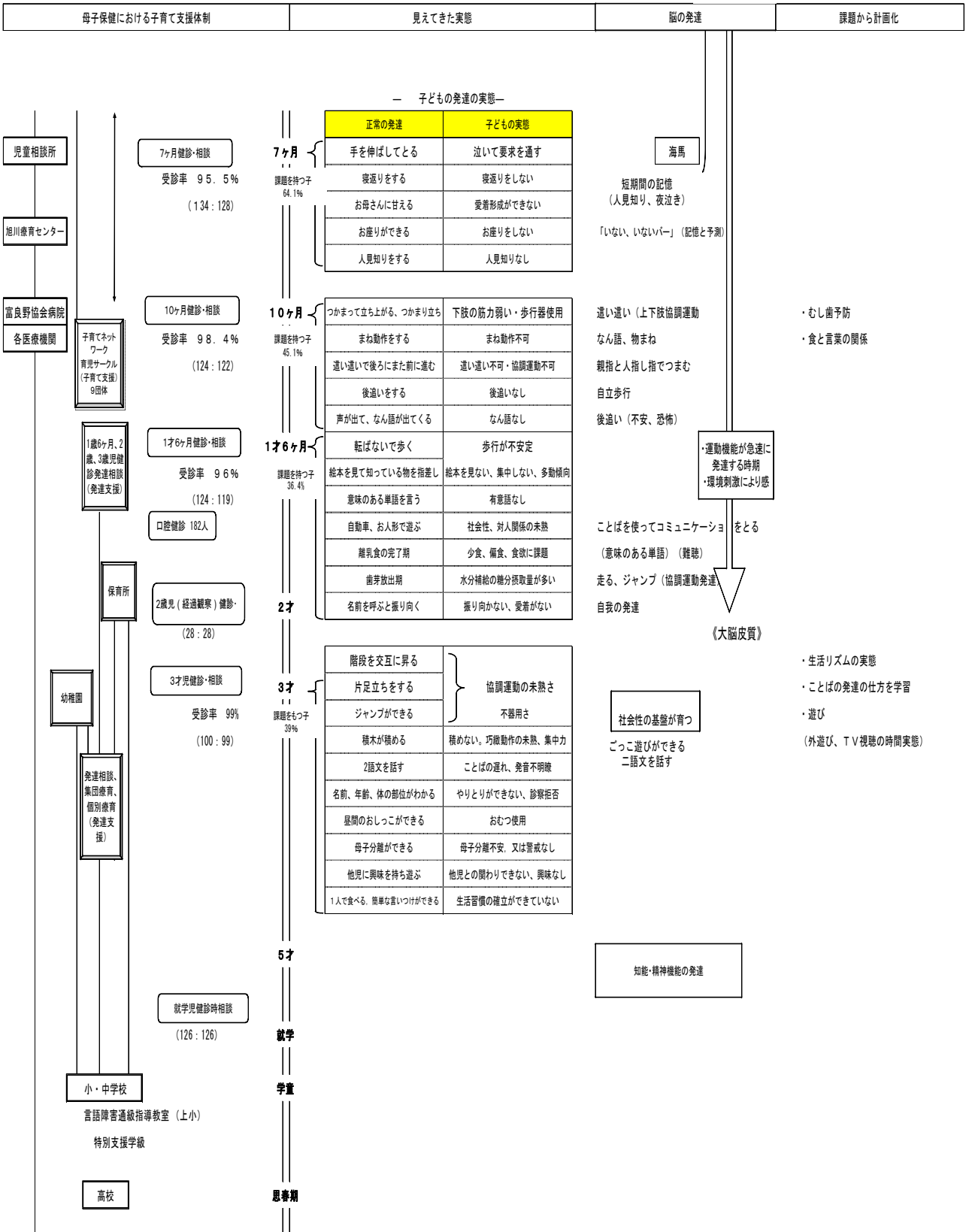


## 第2章 子どもを取り巻く町の状況

### 平成20年度 上富良野町母子保健体系

平成20年度 上富良野町母子保健体系

資料：保健福祉課



### 6 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

#### (1) 時代の親の育成

現代社会では様々な要因が複合して、子どもの社会性や人間性を培う体験の機会や場が失われています。そのため、倫理観・規範意識の低下や自立意識の遅れなどが生じ、様々な問題行動の増加につながる面を見せています。

これからの子ども達への教育は、命を尊ぶ心、思いやる心、正義感や公正さを重んずる心、美しいものや出来事に感動する心、感謝する心などの豊かな心と感性を育てていかなければなりません。

そのために本町では、家庭・地域とも連携し、多様な体験活動を積極的に取り入れ、子ども達の豊かな人間性、社会性を育成し、時代の親の育成に努めています。

#### ①体験活動によるキャリア教育の実施

総合的な学習の時間や特別活動において、伝統文化や伝承や自然体験・職場体験・勤労体験など多様な体験活動の促進を図り、豊かな社会性を育成しています。

#### ②中学校による職業学習

情報化社会では職業に関しても、大量の情報が流れています。しかし、中学生の段階では職業・勤労に対する理解は不足しており、職業観・勤労観は未熟で安易な考え方をもちやすいのが現状です。そこで、身近な職業を始め、様々な職業について学び、また、体験学習を行うことにより、働く目的や意義そして生きがいなどを学ぶことにより、自己と社会との関わりを考え、勤労による充実した生き方を追究できるよう職業学習を実施しています。

#### (2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

子どもを核とした多世代交流によって、地域コミュニティの力を活かした「子育て（子どもの生きる力の育成）機能」の再整備を進めることも重要です。

このような多世代交流によって、子どもの成長に必要な様々な人々との触れ合いや体験を増やすことが可能となり、豊かでたくましい子どもを育むことが可能になります。

そのために本町では、以下事業を学校の教育環境等の整備をとおし、子どもの「子育て（子どもの生きる力の育成）」を図っています。

#### ①全町児童生徒なかよしサミットの開催

児童の健全育成を図ることを目的とし、町内の小学校、中学校、高等学校の各学校で取り組んでいる内容や、町づくりに関するテーマを児童生徒が一同に会して話し合う「児童生徒なかよしサミット」を実施しています。

#### ②「わくわく合宿」の実施

子ども達に、集団での共同生活の機会を与え、衣・食・住といった生活体験を通して日常生活

## 第2章 子どもを取り巻く町の状況

に必要な生活技能の習得を図り、ふれあいと交流により自分や他人を尊重し、自信と責任を持った子どもの育成を行っています。

### ③PTA活動の推進

保護者と教師の親睦と地域社会との連携を深めながら教育環境の整備に努め、学習活動、実践活動を通して会員の資質を高めながら児童生徒の健全育成を図っています。

### ④学校支援ボランティア事業

学校の諸活動に対し、地域住民の支援可能な活動を登録してもらい、対応が必要な場合に、都度、ボランティアとして活動してもらうことにより、「先生が子ども達と向き合う時間」を増やし、地域の方々が学校教育に関わってもらうことで、学校と地域が一体となり、子ども達を育てる体制の向上を図っています。

### ⑤江幌小学校特認校制度の推進

自然の中の小規模小学校での学校区を越えた受け入れ特認校制度により、個性的な教育環境を提供しています。

### ⑥「青少年健全育成をすすめる会」による支援

児童生徒をめぐるいじめや不登校の防止、登下校時等の安全対策などについて、教育委員会、学校、PTA、関係機関、関係団体などが連携して学校、家庭、地域でのネットワーク化を図り、日常的に情報交換を行い、子ども達の安全で安心な生活環境の確保に努めています。

### ⑦学校開放事業

体育館や特別教室の有効利用など、地域の資源である学校を地域住民の自主的な学習活動に有効活用できるように施設としての学校を開放するとともに、地域の課題に地域住民の手で取り組めるコミュニティづくりの場の整備にも寄与するという観点から「学校開放事業」を推進しています。

### ⑧学校整備事業

時代の変化に対応した特色ある教育活動の円滑な展開と、安全で安心な教育環境を保障し、子ども達の伸びやかな成長を促す学校施設設備の整備充実に努めています。

人づくりの基盤となる小中学校の整備として、校舎、体育館、講堂、プール等の整備はもちろんのこと、近年では情報化のためのコンピュータ導入等の整備を進めています。

また、学校施設の老朽化・耐震化などに対応した補修・増改築や学習指導要領の内容に即した教材・教具ならびに、その周辺機器などの充実に努めています。

## (3) 家庭や地域の教育力の向上

子どもの家庭やそれを取り巻く地域が、子どもの心身の健やかな成長に多大な影響を与えることは否めません。

## 第2章 子どもを取り巻く町の状況

本町では以下の事業を実施し、家庭や地域の教育力の向上を図り、子どもの心身の健やかな成長を支援しています。

### ①子ども会活動、交流事業

地域の子ども会や子ども会育成協議会活動により、各種の体験・交流事業を通して、子どもの健全育成を図っています。

子どもまつり、クリーンウォーキング、サイクリングキャンプ、リーダー研修会、餅つき大会、スポーツ交流会などの事業を実施しています。

### ②国内外交流推進事業

町内に在住する個人や、町内の団体に対し、「友好都市やその他国内外諸都市との交流」「国内外における研修、調査、情報収集」「研修会、講演会等の開催」等、国内外の交流を推進する場合に予算の範囲内で補助を行う「国内外交流推進事業」を推進しています。

### ③スポーツ少年団活動

各種スポーツ少年団活動を通して、スポーツ振興と子どもの体と健康づくりの向上を図り、健全育成を推進しています。

### ④「道民家庭の日」の啓発普及

青少年の健全育成を図るため、家庭におけるコミュニケーションが不足がちな現在、月に1日でも家族全員で食事をしたり、ゆっくり話をする機会を設けるよう、啓発、普及を行っています。

## (4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

子どもの心身の健やかな成長に多大な影響を与える各種メディアやインターネット、携帯電話等から有害情報が氾濫し、また酒類やたばこを容易に入手できるような環境のなか、子どもの家庭やそれを取り巻く地域は、これらの有害な環境から子どもたちを守るための有害環境対策の推進が必要です。

### ①「青少年健全育成をすすめる会」による巡視活動

酒類やたばこの自動販売機等を始め、青少年を取り巻く環境にはさまざまな誘惑が待ち受けています。これらの誘惑に惑わされることがないように、惑わされそうになったときに事前にそれをとどめることができるよう、「青少年健全育成をすすめる会」による巡視活動を行っています。

## 7 子育てを支援する生活環境の整備

### (1) 良質な住宅の確保

子育てにおいて、その生活の中心となる住宅は重要なポイントとなります。

本町では町営住宅における子育てに配慮した住宅の整備を行うなど、子育て世帯がゆとりある住宅に住むことができるように努めています。



### (2) 良好な居住環境の確保

住まいは健康と不可分の関係にあり、近年ではシックハウス症候群やアレルギー等の問題がでてきており、安心して住むことが出来る良好な居住環境が望まれています。

本町では公共施設等におけるシックハウス対策への取り組みなど、子育て世帯が安心して暮すことの出来る環境の確保に努めています。

### (3) 安全な道路交通環境の整備

学校への行き帰りも含め、交通事故から子どもたちを守ることは当然のことと言えます。

本町では小中学校の通学路の早期除雪を行うなど、冬季における登下校の安全を確保するとともに、危険な道路等に歩道やガードレールを設置するなど、安全な道路交通環境の確保に努めています。

### (4) 安心して外出できる環境の整備

関係各機関の連携及び協力の下に、安全に配慮した道路、公園等の整備の普及、その他の安全なまちづくりに関する取り組みを推進し、公共施設におけるトイレ等の整備など、安心して子どもを育てることができるよう、優しい環境づくりを推進しています。

### (5) 安全・安心まちづくりの推進等

子どもが犯罪を起こさない、犯罪にあわないようなまちづくりを進めるため、犯罪防止も視野にいれた幅広い安全・安心まちづくりを「青少年健全育成をすすめる会」の活動を中心に推進しています。

#### ①通学路や公園等の防犯灯の設置

子どもが犯罪にあわないようなまちづくりを推進するため、通学路や公園等に防犯灯の整備を進めています。

## 8 子ども等の安全の確保

### (1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

日常の移動手段の多くを車両に頼る生活の中、モラルの低下など交通環境は厳しいものになってきています。そのため、交通安全施設や道路の整備、効果的な交通規制等はもちろんのこと、交通安全教育など、子どもの交通安全を確保するための活動を推進しています。

#### ①交通安全協会による児童の登校、下校時の安全確保

児童の登下校の安全を確保するために、交通安全協会による安全確保を行っています。

#### ②地域住民会における児童の登校、下校時の安全確保

地域の住民会において組織された「地域見守り隊」等により、児童生徒の登下校時における交

## 第2章 子どもを取り巻く町の状況

通安全の推進と不審者等からの犯罪防止による安全確保を行っています。

### (2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもはその社会的立場から、各種犯罪の被害者となりうる危険性が非常に高いと言えます。子どもたちを犯罪の被害から守るための活動として、以下のような活動が行われています。

#### ①防犯協会による防犯活動

青少年の緊急避難場所の確保のための支援・周知、青少年の防犯に関する各種情報等の啓蒙普及、広報巡視活動などが防犯協会によって行われています。

#### ②「青少年健全育成をすすめる会」による支援

地域社会において子どもを犯罪から守るため、「青少年健全育成をすすめる会」によって、巡視活動が行われています。

また、啓発活動として、機関誌「ほのぼの」を発行し、青少年の健全育成、非行防止に関する広報活動を行い、町民に対し広く周知し、協力体制を図っています。

### (3) 被害にあった子どもの保護の推進

被害を受けた子どもに対し、その治療や精神的負担の軽減はもちろんのこと、専門家や民間協力者による適切な助言、関係機関等が連携して行う相談、訪問活動、環境調整などの支援を行い、被害にあった子どもの保護に努めています。

## 9 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進

### (1) 児童虐待防止対策の充実

平成17年度に「上富良野町要保護児童対策地域協議会」を設置し、旭川児童相談所、上川保健福祉事務所、富良野保健所、富良野警察署、消防署、小・中学校、高等学校、幼稚園、保育所、医療機関、民生児童委員、人権擁護委員、保護司会、教育委員会、町行政関係所管課等を構成機関とし、児童虐待の未然防止や早期発見、早期対応に取り組む総合的な体制整備を図っています。

### (2) 母子家庭等の自立支援の推進

母子・父子家庭などのひとり親家庭は、子どもの養育や経済的問題、家事問題等を抱え、支援を必要とする状況にあります。ひとり親家庭の保護者と子どもの生活の安定を図るための経済的支援などを行うとともに、「自立の支援」に主眼をおいた相談、情報提供体制を展開しています。

#### ①上富良野町母子会への支援

離婚・死別など一人で子どもを育てている母親の自主的な集まりである母子会の活動を多方面から支援しています。



(3) 障害児施策

障害の発生を防ぐための母子保健事業の充実や、障害を早期発見するための各種健診事業の充実を図るとともに、早期療育体制の整備、療育関係者に対する講演会・研修会の実施など、関係者の資質の向上を図っています。また、障害児に対する適切な福祉サービスを提供するために障害児支援費制度の啓発・普及を図るとともに、障害の有無にかかわらず、地域で共に支えあう関係づくりを進めています。

①発達支援センターの実施

本町では発達支援センターを設置し、心身の発達に遅れや心配、障害のある児童と家庭に対して、個々に応じた発達支援を行うことで、子どもの発達を促すことや、親同士の交流の中から子育てについて学びあい、支え合って行くことを目的として療育相談、療育指導を行っています。

②巡回児童相談の実施

児童福祉司、心理判定員、上川保健福祉事務所から家庭児童相談員が相談に応じる巡回児童相談を実施しています。

10 各種事業の実施状況

(1) 児童館

児童福祉法第40条に基づく児童厚生施設として、町内で東児童館及び西児童館の計2箇所を実施しています。

子どもたちに健全な遊び場を提供し、仲間づくりや遊びの指導、各種教室、催し物などを行っています。

また、児童館を午前中開放し、親子の集いの場を提供しています。

平成20年度における児童館の利用状況をみると、利用総数は17,867人で、小学生が11,109人と最も多く利用しています。また、全館1日平均利用者は61.2人となっています。

平成16年度の利用者数と比較すると、合計利用者数で7,819人、1日平均利用者数で26.2人減少しており、放課後クラブや放課後スクールの利用やスポーツ少年活動の利用拡大が伺えます。

表. 児童館の利用状況

単位:人

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
小学生	16,797	17,355	18,178	12,241	11,109
中学生	242	201	127	177	374
就学前児童	3,019	2,428	1,571	1,382	2,078
その他	5,628	6,476	6,917	4,535	4,306
合計	25,686	26,460	26,793	18,335	17,867
1日平均利用者数	87.4	90.0	91.4	63.0	61.2

資料:保健福祉課

### (2) 図書館

町立の図書室が平成17年10月に改装され、図書館「ふれんど」として整備されました。利用者がより利用しやすい開館時間とし、運営しています。現在、蔵書数は41,000冊で、貸出数も年々増加しています。

すべての赤ちゃんと保護者に対し、7カ月児健康相談時に「ブックスタート」事業を実施し、家庭での絵本に触れるきっかけづくりに取り組んでいます。

また、図書館内に読み聞かせ室を設置し、子育て中の親子や小学生を対象に定期的に読み聞かせ会を開催しています。

### (3) 町の公園

本町の公園緑地広場は総面積34.8haとなっています。また、公園数は「島津公園」や「日の出公園」を始めとして、都市計画公園が10ヶ所、その他コミュニティ広場や緑地の公園が24ヶ所となっています。

総合公園である日の出公園は、観光の要所、大きなイベントの拠点として、それらに対応した機能の充実・整備を推進しています。

島津公園やその他都市計画公園、コミュニティ広場、緑地の公園等については、町民の身近な公園として、憩いの場・交流の場として利用しやすい環境を整えています。公園施設の保守点検や修繕を徹底し、事故のない安全な公園づくりを推進しています。

## 第3章 上富良野町施策目標と展開

### 1 子育て支援施策の推進のための基本目標

子育てに関わるすべての人々がその喜びを感じるためには、地域全体で子育てをあたたく、かつ、積極的に見守っていくよう、みんなで意識していかなければなりません。

次代を担う子どもたちの成長を地域全体で支えていくためにも、一人ひとりがそのことを意識し、応援していくことも重要です。

この計画では、基本理念を実現するために次の5つを基本目標とし、それらを5つの柱として総合的に推進していきます。

#### 基本目標1 親と子の学びと育ちを支援・応援するためのまちづくり

地域の関係団体が主体的に行う子育て支援の取り組みが一層広がるよう、子育て家庭の現状やニーズ、他地域での取り組み事例等を地域の関係者に伝えるとともに、活動を積極的に進めるための支援を推進します。

さらに次代の担い手である地域の子どもたちが、豊かな人間性を培いながら、たくましく生きる力を育み、さらに家庭を築き、子どもを生み育てる喜びを感じていけるよう、親と子が共に学び、育ち合うための機会や場の整備を進めます。

- ◎ 親になるための学習環境の整備
- ◎ 子どもの豊かな心の育みの支援
- ◎ 子どもの育ちに応じた家庭環境への支援
- ◎ 子育て支援のための関係機関及び関係団体との連携の推進
- ◎ 子育て情報等の提供
- ◎ 中高生を対象にした乳幼児体験事業の推進
- ◎ 小学校を利用した子どもの遊び場の確保
- ◎ 子育てボランティアの育成
- ◎ 子育てボランティアの紹介、保育所、幼稚園等への紹介など人的なネットワークづくりの支援

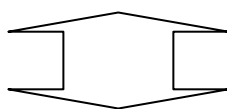


上富良野町地域子育て支援センター  
事業の実施

#### 基本目標2 子どもや親も誰もが健康で健やかに育つまちづくり

妊娠・出産や育児を通じて人間として成長しながら、親子が「豊かな人生」を送ることができることを目標において、子どもたちの育ちを直接的に支援する母親の育児力の形成を支えるとともに、地域の住民も一緒に子どもたちの育ちを考え、実践できるような活動を支援し、その環境をととのえます。

- ◎ 子どもや母親の健康の確保
  - 乳幼児健診の充実
  - 妊産婦の保健医療の充実
  - 育児不安を軽減する相談事業の推進
  - 家庭での事故防止の普及
  - 口腔健診の普及
- ◎ 「食育」の推進
  - ライフステージを通しての食の学習の充実
- ◎ 思春期保健対策の充実
  - 次世代の母性を守る取り組みの充実（思春期やせ症候群の防止）
  - 生活習慣に関する取り組みの充実（喫煙、飲酒、睡眠）
- ◎ 小児医療の充実
  - 乳幼児健診時における小児科医の配置
  - 小児科医療機関との情報共有、連携



「健やか親子かみふらの21」計画と  
連動して施策を実施する

基本目標3 子育てをしているすべての家庭を応援するまちづくり

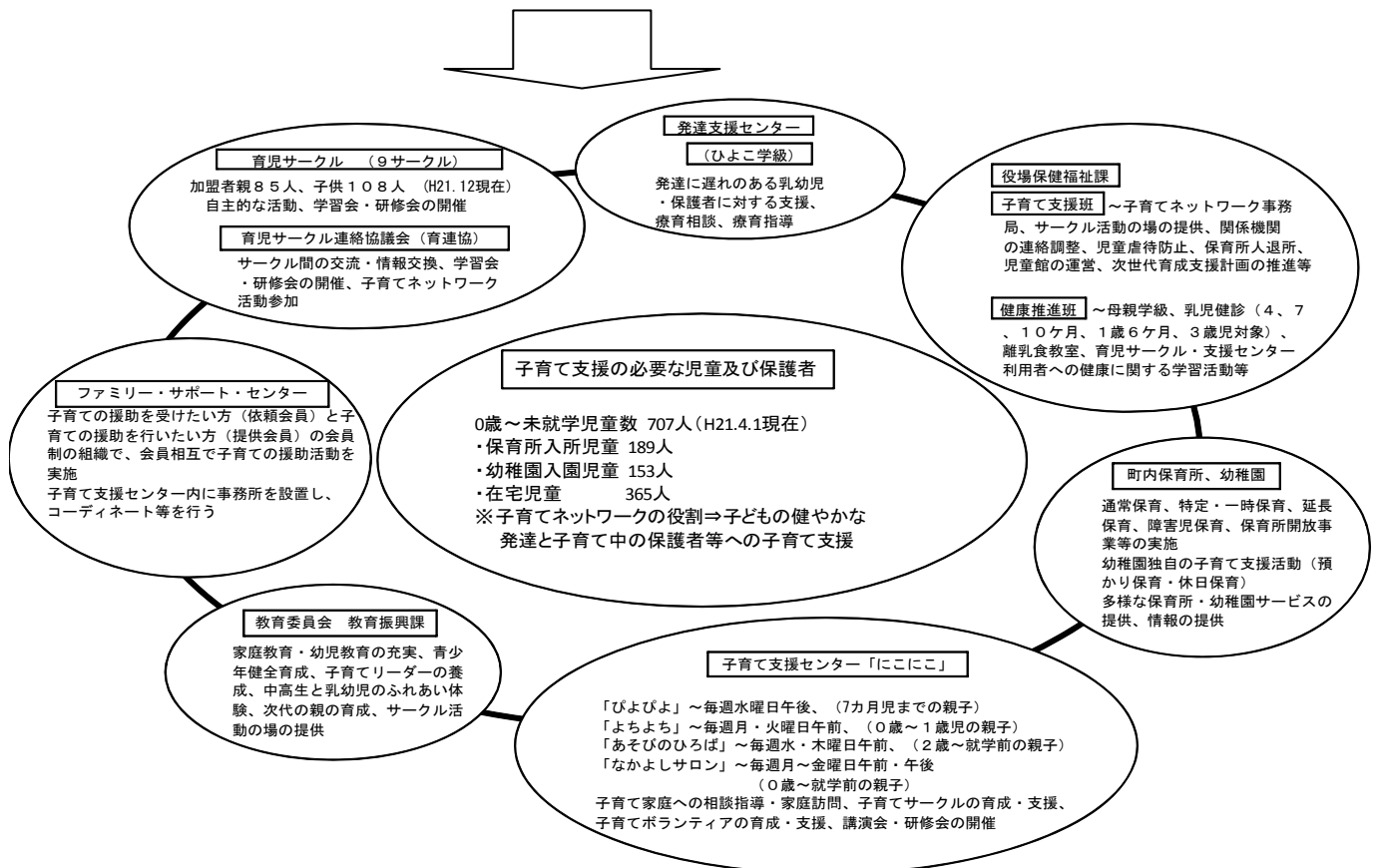
家庭や学校、個人等に過度に子育ての負担がかかってしまうことが課題としてあげられ、その解決策のひとつとして子育ての社会化があります。

本町としては、保育所や幼稚園、子育て支援センター、児童館等の様々な施設や制度をもって、子育て負担の軽減を図っています。

また、地域住民間においては育児サークル等、子育てを行っている人同士がネットワークを持つことにより、子育てにおける孤立化防止等効果が期待されます。それらを連携的かつ総体的に利用していきける体制を整えることも大切です。

地域の様々な子育て支援サービスの推進とネットワークづくりを推進するためには、今後の子育て・子育て支援を地域単位の住民相互協働的な取り組みとして中心的に捉えることが重要です。

- ◎ 地域における様々な子育て支援サービスの充実
- ◎ 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組み
- ◎ 地域における子育て支援のネットワークづくり
- ◎ 自主的なボランティアの交流会、研修会の開催等への支援
- ◎ ファミリー・サポート・センター事業の実施
- ◎ 既存の地域社会資源（施設・人材）を活用した子育て支援体制の拡充
- ◎ 行政と育児サークルによる子育て情報誌の作成
- ◎ 町民協働による親子が集う場の開催（ふれあい親子サロン等つどいの場の開催）



#### 基本目標4 働きながら子どもを育てている人を応援するまちづくり

働きながら子どもを育てている人のために、多様で弾力的な保育サービスの充実を図っていきます。さらに、男性も子育てに参加することができるようにするためには、働き方の見直しが必要なことから、子育て家庭に配慮した企業の取り組みが促進されるよう、企業への働きかけにも取り組んでいくと同時に、父親が子育てに興味を持ち、家族全体で子どもを生き育てていく意識を広めていきます。

- ◎ 放課後児童対策の充実
- ◎ 幼稚園教育の多様な受入れに向けたサービスの充実
- ◎ 仕事と子育ての両立の促進
- ◎ 男性を含めた働き方の見直しと男性の子育て参加の促進
- ◎ 育児中の親の支援
- ◎ 保育所と幼稚園を一体化し、一環した幼児教育を実施する取り組み推進（幼保一元化に向けた検討）
- ◎ 民間事業者提案の育児事業の実施
- ◎ 病児・病後児保育に係る体調不良型保育サービスの実施検討
- ◎ 心身障害児保育の機会拡充
- ◎ 就職活動者に向けた就労支援としての柔軟な保育受入れ体制の整備
- ◎ 父親の育児サークルづくり支援
- ◎ 父親が参画しやすい学校行事の実現



就労意志を活かせる地域保育環境の整備を進めます。

働き方に左右されることのない安定した子育て・子育て環境の確保を行います。

#### 基本目標5 子どもが安全に育つ安心したまちづくり

子どもを安心して生み育てることができるような安全なまちづくりを推進するため、警察や保育所、学校等の連携強化を始めとして、子育てバリアフリーの視点を取り入れた地域の住環境、道路交通環境、公共施設や公共交通機関などの整備・設計や、犯罪を未然に防ぐまちづくりを推進します。

- ◎ 子どもの権利を守るための環境整備
- ◎ 子育てを支援する生活環境の整備
- ◎ 子ども等の安全確保
- ◎ 児童虐待予防の推進、相談窓口の設置、要保護児童対策協議会の推進
- ◎ 学校教育と地域の連携
- ◎ 子どもに対する町民の積極的にかかわりに向けた働きかけ推進
- ◎ 子どもが犯罪を起こさない、被害にあわないための行政、町民協働による「青少年健全育成」の推進



町民が日ごろから積極的に自然に子どもたちに関わろうとする地域環境を醸成し、大人による地域ぐるみの子どもを守り育てる環境の整備を進めます

## 2 具体化のための重点課題

行動計画において、基本理念を実現するための5つの基本目標に共通した取り組みの方針として、「ネットワーク機能の充実による次世代育成支援のための基盤形成」を重点的に取り組んでいくことにより、基本目標をより実効性のあるものとします。

### 『重点課題』

#### ネットワーク機能の充実による次世代育成支援のための基盤形成

本町では現在、上富良野町子育てネットワークの構築を図るため、先駆けて平成16年度より「上富良野町子育て支援センター事業」を実施しています。

こうした動きを本計画において、さらに町全体に発展させ、「子育て」や「子育て」ひいては、親と子どもが育つ「共育ち」支援に取り組む町内の様々な人や組織・機関、それらの取り組みを有機的に結ぶネットワーク機能を充実させることで、町全体で次世代育成を支援・応援する基盤形成を図ります。

そのためには、個々の活動が充実し、今以上に連携していくことが重要であり、その結果、地域における子育て支援の活動が一層活性化し、多様な町民ニーズに応じていくことにもつながるものと考えます。

本計画を着実に遂行することで、一つひとつの個別の活動が連携し、ネットワーク形成されることでその活動が「線」となり、さらにそれぞれの地域が自主的あるいはNPOや行政のバックアップのもと結びつき、情報交換をしたり、連携や協働したりすることで、町全体をカバーする「面」の活動へと広がっていくことが重要です。

このように、子育てに関する様々な活動が結びつき、町全体できめ細やかな子育て支援が行われるようなまちづくりを目指します。

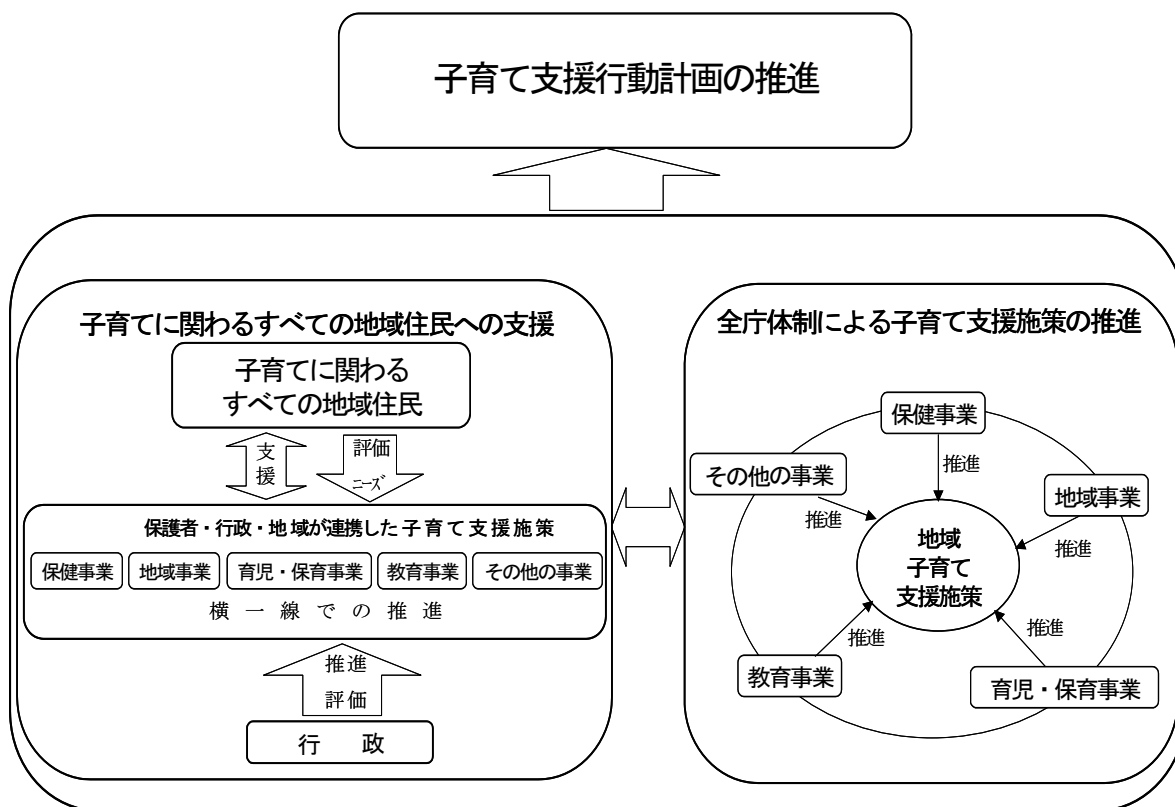


### 3 子育て支援施策の推進体制

子育て支援施策は、保健、児童福祉、教育等多岐にわたる分野の取り組みであるので、行動計画策定の事務局である保健福祉課を中心に、教育委員会、児童館、保育所、幼稚園など、関係部局や関係機関・団体との連携を図りながら、全庁体制で事業を推進します。

また、今後も各分野で町民ニーズの把握に努め、子育て支援施策の見直しを行うとともに、子育て支援施策をとりまとめ、町民への周知等に活用します。

図. 本町の子育て支援施策の推進イメージ図





## 第4章 定量的目標事業量

### 1 定量的目標事業量の基本的な考え方

次世代育成支援行動計画では、地域の子育て支援全般にわたる行動計画となりますが、このうち、国から定量的目標事業量の設定を指示されている12項目のサービスについて、市町村の行動計画で数値目標を定めることとなっています。このことから、本町の定量的目標事業量の基本的な考え方としては、ニーズ調査の結果を基本として、ニーズの高いサービスについてできることから早急に実施していく考えとして、平成22年度から平成26年度後期計画における目標量（サービス基盤の整備目標）を設定しました。

なお、国においては、事業の目標年は、新待機児童ゼロ作戦（以下「新ゼロ作戦」）との整合性を図るため、新ゼロ作戦の最終年である2017（平成29）年の目標とし、足下の事業目標については、後期行動計画の最終年である2014（平成26）年とするが、通常保育と放課後児童健全育成事業については、新ゼロ作戦の集中重点3か年の最終年である2010（平成22）年も示すこととなっています。

サービス供給目標の設定条件として、町財政が逼迫している現状にあって新たな投資は困難なことから、既存の社会資源（既存施設・人材）を最大限活用しながら子育てニーズに対応していくことを基本方針としています。

特に、多様な子育て支援サービス（休日保育、病児・病後児保育事業等）の提供を図るためには、既存の保育所・幼稚園施設において一層の機動性を発揮しながら、これらのサービスの提供を図ることとして、後期サービス供給目標を設定しました。

#### ◎定量的目標事業量の対象事業

国から示された定量的目標事業量の対象事業は、以下の12事業となっています。

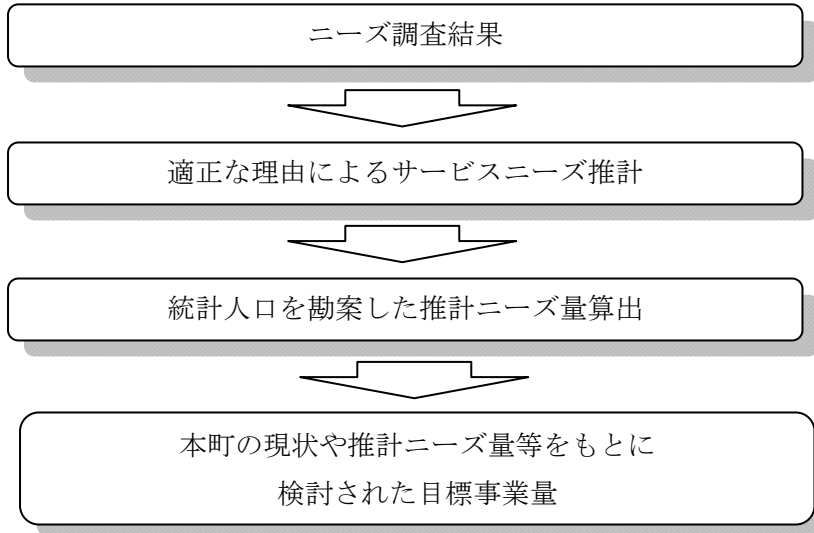
事業名		概要
1	通常保育事業	保護者等が労働等により、家庭で十分に保育することができない就学前の児童に対し、適正な保育を実施し、児童の健全な育成を図るとともにその保護者等を支援する事業 また、3歳以上児では認可保育所の通常保育事業のほかに、幼稚園が一時的に就園児等を預かる幼稚園の預かり保育事業
2	特定保育事業	親の就労形態の多様化（パートの増大等）に伴う子どもの保育需要の変化に対応するため、保育所において児童を一定程度継続的に保育する事業

## 第4章 定量的目標事業量

事業名	概要
3	延長保育事業 やむを得ない理由により延長保育が必要であると、あらかじめ延長保育利用児童として登録されている児童を、保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等のため、延長保育を必要とする児童の保育を支援するための保育事業
4	夜間保育事業 保護者が仕事等で帰宅が夜間になる場合、午後10時頃まで保育を行う事業です。保育時間は午前11時から午後10時までの11時間開所を基本とする保育事業
5	トワイライトステイ事業 保護者が仕事等で帰宅が夜間になる場合、児童福祉施設等で原則として小学生を一時的に養育・保護する事業
6	休日保育事業 保護者が就労等により日曜・祝日等の休日において、保護者の就労、傷病及び冠婚葬祭等、やむを得ない事由により、児童を家庭で保育できない場合に、保護者の子育てを支援するとともに、児童の健全な育成を図ることを目的とする事業
7	病児・病後児保育事業 保育園内の専用スペースにおいて、病期中又は病気回復期にある児童を一時的に預かり、子育てと仕事等の両立をサポートします
8	一時預かり事業 常日頃、保育所・幼稚園等を利用していない家庭において、保護者の疾病や災害等により、一時的に家庭での保育が困難となった場合、また、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援に対応するため、保育所等において、児童を一時的に預かる事業
9	ショートステイ事業 保護者の疾病・出産・看護・事故等により、児童の養育が困難になった場合、児童養護施設等で小学生以下の児童を一時的に養育・保護する事業（自治体により若干スタイル形式が異なる）
10	放課後児童健全育成事業 保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう
11	地域子育て支援拠点事業 地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能すると共に、地域支援活動を実施する事業
12	ファミリー・サポート・センター事業 講習会を修了した提供会員（育児の援助を行う人）と依頼会員（育児の援助を受けたい人）、両方会員（育児の援助と依頼の両方を行う人）で組織を構成して、会員同士で地域における育児の援助を有償で行う事業

## 2 定量的目標事業量の設定方法

(1) 定量的目標事業量の設定方法は、以下のとおりとなっています。



(2) 市町村行動計画を定めるに当たって参酌すべき基準

<p>1 参酌基準について (1) 意義</p>	<p>○ 参酌基準は、市町村行動計画において、保育サービス、放課後児童健全育成事業その他主務省令で定める次世代育成支援対策に係る達成しようとする目標、内容及び実施時期を定めるに当たって参酌すべき基準であること。</p>
<p>(2) 性質</p>	<p>○ ニーズ調査等により把握した各事業の需要に基づき、新待機児童ゼロ作戦の目標年次である平成 29 年度に達成されるべき目標事業量を設定した上で、後期行動計画（平成 22 年度～平成 26 年度までの期間）の目標事業量については、当該平成 29 年度目標事業量の達成を念頭に、現状のサービス基盤を踏まえ定めること。</p>
<p>2 各サービスについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平日昼間の保育サービス</li> <li>○ 夜間帯の保育サービス</li> <li>○ 休日保育</li> <li>○ 病児・病後児保育</li> <li>○ 放課後児童健全育成事業</li> <li>○ 一時預かり事業</li> <li>○ 地域子育て支援拠点事業</li> <li>○ ファミリーサポートセンター事業</li> <li>○ 短期入所生活援助事業</li> </ul>	<p>○ 各サービスに関して、上記の「意義」「性質」の内容を踏まえ、平成 29 年度目標事業量の達成を念頭に、現状のサービス基盤を踏まえつつ定めること。</p>

### 3 推計児童人口

「第5次上富良野町総合計画」（平成21年度～平成30年度）策定に伴う将来人口推計報告書による将来人口を活用する。

事業の対象となる0歳から11歳、及び12歳から17歳の児童の平成22年度から平成26年度における年齢別推計人口は次のとおりとなっています。

各4月1日現在の推計

年齢	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	総人口	12,173	総人口	12,100	総人口	12,027	総人口	11,954	総人口	11,881
	児童人口	総人口比	児童人口	総人口比	児童人口	総人口比	児童人口	総人口比	児童人口	総人口比
合計	1,879	15.44	1,851	15.30	1,819	15.12	1,782	14.91	1,746	14.70
0歳	112	0.92	110	0.91	107	0.89	105	0.88	103	0.87
1歳	109	0.90	110	0.91	107	0.89	105	0.88	103	0.87
2歳	108	0.89	109	0.90	110	0.91	108	0.90	106	0.89
3歳	108	0.89	109	0.90	110	0.91	111	0.93	109	0.92
4歳	110	0.90	111	0.92	112	0.93	113	0.95	114	0.96
5歳	107	0.88	110	0.91	111	0.92	112	0.94	113	0.95
小計	654	5.37	659	5.45	657	5.46	654	5.47	648	5.45
6歳	103	0.85	96	0.79	88	0.73	88	0.74	86	0.72
7歳	103	0.85	99	0.82	93	0.77	92	0.77	89	0.75
8歳	105	0.86	99	0.82	97	0.81	89	0.74	90	0.76
9歳	75	0.62	82	0.68	91	0.76	91	0.76	88	0.74
10歳	112	0.92	108	0.89	106	0.88	102	0.85	99	0.83
11歳	101	0.83	100	0.83	98	0.81	95	0.79	94	0.79
小計	599	4.92	584	4.83	573	4.76	557	4.66	546	4.60
12歳	96	0.79	96	0.79	94	0.78	94	0.79	92	0.77
13歳	98	0.81	97	0.80	96	0.80	96	0.80	95	0.80
14歳	111	0.91	102	0.84	93	0.77	85	0.71	76	0.64
15歳	112	0.92	110	0.91	108	0.90	105	0.88	102	0.86
16歳	110	0.90	106	0.88	103	0.86	98	0.82	95	0.80
17歳	99	0.81	97	0.80	95	0.79	93	0.78	92	0.77
小計	626	5.14	608	5.02	589	4.90	571	4.78	552	4.65

## 4 特定12事業の目標設定

### (1) 平日昼間の保育サービス

#### ①通常保育

国のワークシートに従ってニーズ量を推計し、必要な供給量を検討しています。

町内にある保育所・幼稚園の定員数合計（平成20年度実績）395人

保育所3か所（公立1園90人、私立2園105人／保育時間7:30～17:30）

幼稚園1か所（私立1園200人／保育時間：9:00～14:30）

区分	内 容	単位	平成21年度 実績予定	平成22年度 目標事業量	平成26年度 目標事業量	平成29年度 目標事業量
3歳 未満児	認可保育所（園）	人	74	75	77	78
	家庭的保育事業	人	0	0	0	0
3歳 以上児	認可保育所（園）	人	126	130	144	154
	家庭的保育事業	人	0	0	0	0
	幼稚園の預かり保育	人	41	41	46	50
	認可保育所（園） +家庭的保育事業 +幼稚園の預かり保育	人	167	171	190	204
合 計			241	246	267	282

※ 幼稚園の預かり保育

高田幼稚園において、就園児を一時的に預かる制度で、保育時間の前後、7時30分から保育終了後の18時00分の間、預かり保育を実施しています。また、毎週土曜日の8時00分から12時00分まで、夏・冬・春休み期間中も預かり保育事業を実施しています。

#### ②特定保育

親の就労形態の多様化（パートの増大等）に伴う子どもの保育需要の変化に対応するため、児童を一定程度（1か月当たり概ね64時間以上、月12日以内）保育する事業ですが、平成20年度から町内3か所の保育所において実施しています。

保育所定員の範囲内で対応する事業ですが、今後も引き続き実施します。

単位	平成21年度 実績予定	平成22年度 目標事業量	平成26年度 目標事業量	平成29年度 目標事業量
人			436	
か所	3		3	

※ 年間300日の開所で、1日当たり1.45人



(2) 夜間帯の保育サービス

③延長保育事業

町内にある3か所の保育所で延長保育を実施しています。

- ・通常保育時間 午前7時30分～午後5時30分まで（10時間）
- ・延長保育 朝延長 午前7時00分～午前7時30分まで（30分）  
夕延長 午後5時30分～午後6時30分まで（1時間）

単位	平成21年度 実績予定	平成26年度 目標事業量	平成29年度 目標事業量
人	18	18	18
か所	3	3	3

※ 1日当たり利用数 18人

④夜間保育事業

町内にある保育所・幼稚園では、現在、夜間保育事業は実施していません。

ニーズ調査においても、夜間保育事業の希望は認められませんでしたので、前期計画から引き続き、実施しないこととします。

単位	平成21年度 実績予定	平成26年度 目標事業量	平成29年度 目標事業量
人	0	0	0
か所	0	0	0

⑤トワイライトステイ事業

町内にある保育所・幼稚園では、現在、トワイライトステイ事業は実施していません。

ニーズ調査においても、夜間保育事業の希望は認められませんでしたので、トワイライトステイ事業においても、前期計画から引き続き、実施しないこととします。

単位	平成21年度 実績予定	平成26年度 目標事業量	平成29年度 目標事業量
人	0	0	0
か所	0	0	0

(3) 休日保育事業

⑥休日保育事業

町内にある保育所・幼稚園では、現在、休日保育事業は実施していません。

休日保育については、ニーズ調査においても、利用したい保育サービスの中で16.6%の割合で希望が高いことから、当面1か所の保育所で対応します。運営の方法としては、休日保育を実施する保育所に、他の保育所から保育士を派遣する方法や3か所の保育所において輪番制で実施する方法等、共同運営での実施を目指します。

理由としては、3か所の保育所で実施するまでのニーズ量はなく、また、3か所の保育所で実施することは、費用効率の面で問題があり、共同運営方式を採用する方向とします。

ファミリー・サポート・センターの利用状況も見極めながら、計画を推進します。

単位	平成21年度 実績予定	平成26年度 目標事業量	平成29年度 目標事業量
人	0	148	148
か所	0	1	1

※ 年間延べ利用者数

(4) 病児・病後児保育事業

⑦病児・病後児保育事業

町内にある保育所・幼稚園では、現在、病児・病後児保育事業は実施していません。

保育所等に病後児保育専用室を整備することは財政的にも困難であり、また、本町には小児科の病院もないことから、「病児対応型」「病後児対応型」は、実施しないものとします。

しかし、病児・病後児保育事業については、ニーズ調査の結果からも7.1%の割合で希望が高いことから保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童を、保護者が迎えに来るまでの間、看護師等を配置する「体調不良児対応型」について、対応する計画とします。

区 分	単位	平成21年度 実績予定	平成26年度 目標事業量	平成29年度 目標事業量
病児・病後児保育事業	か所	0	1	1
	病児対応型・病後児対応型	0	0	0
体調不良型	か所	0	0	0
	日数	0	600	600
	か所	0	1	1

※ 年間延べ利用者数

## 第4章 定量的目標事業量

### (5) 一時預かり事業

#### ⑧一時預かり事業

常日頃、保育所・幼稚園等を利用していない家庭においても、保護者の疾病や災害等により一時的に家庭での保育が困難となる場合があります。また、核家族化の進行や地域の子育て力が低下する中で、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要とされています。

平成21年4月に児童福祉法・社会福祉法の改正により制度の見直しがなされ、保育所を利用するもの（保育所型）と地域子育て支援センター等を利用するもの（地域密着型）に分類されています。

現在、町内3か所の保育所（保育所型）で一時預かり事業を実施していますが、今後も引き続き実施してまいります。

なお、幼稚園においても今後、一時預かり事業が実施できるよう、検討してまいります。

区 分	単位	平成21年度 実績予定	平成26年度 目標事業量	平成29年度 目標事業量
一時預かり事業	日数	—	3,600	4,500
	か所	3	3	3
	保育所型・地域密着型	3	3	3
	地域密着Ⅱ型	0	0	0

※ 年間延べ利用者数

### (6) ショートステイ事業

#### ⑨ショートステイ事業

町内にある保育所・幼稚園では、現在、ショートステイ事業は、実施していません。

保護者が病気になった場合など、児童養護施設等において一時的に預かるサービスです。

宿泊対応が可能な児童養護施設等が本町にはないことから、実施可能な他市町村の専用児童福祉施設での広域利用ができるよう、調整機能の整備を目指します。

単位	平成21年度 実績予定		平成26年度 目標事業量		平成29年度 目標事業量
	場所数	施設数	場所数	施設数	場所数
か所	0	0	0	0	0

## 第4章 定量的目標事業量

### (7) 放課後児童健全育成事業

#### ⑩放課後児童健全育成事業（放課後クラブ）

現在、上富良野小学校区と上富良野西小学校区において放課後及び夏休み、冬休み、春休みの期間中、それぞれの余裕教室や公民館を活用し、放課後児童健全育成事業（放課後クラブ）を実施しています。

また、江幌小学校区や東中小小学校区においても、夏休み、冬休み、春休みの期間中、公民館で放課後クラブ事業を実施しています。

近年、利用児童数が増加傾向にあり、クラスの大規模化が進む中、適正な人数規模のクラス数とするためクラスの分割等、検討が進められています。

区 分	単位	平成 21 年度 実績予定	平成 22 年度 実績予定	平成 26 年度 目標事業量	平成 29 年度 目標事業量
放課後児童健全育成事業	か所	2	2	2	2
	人	97	97	100	100

※ 年間登録者数

### (8) 地域子育て支援拠点事業

#### ⑪地域子育て支援拠点事業

平成 16 年 4 月 1 日、「上富良野町子育て支援センターにここ」を中央保育所内に開設し、翌年度からは、老人身障者保健センターを改築し、新装した「子どもセンター」に移転し、親子のふれあいの場や仲間作りの場として、また、子育てに関する各種相談の場として利用されています。

また、育児サークル等への支援、子育て支援に関する総合的な窓口など地域の子育て家庭やこれから子育てを始める家庭の保護者や児童等に対する各種支援を行なっています。

区 分	単位	平成 21 年度 実績予定	平成 26 年度 目標事業量	平成 29 年度 目標事業量
地域子育て支援拠点事業	か所	1	1	1
ひろば型	か所	/	0	/
センター型	か所	/	1	/
児童館型	か所	/	0	/

※ ひろば型 常設のひろばを開設し、子育て家庭の親とその子どもが気軽に集い、相互に交流を図る場を提供する。

※ センター型 地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点機能を有し、地域支援活動を展開する。

※ 児童館型 民営の児童館、児童センターにおいて、親と子の交流、集いの場を設置する。

### (9) ファミリー・サポート・センター事業

#### ⑫ファミリー・サポート・センター事業

---

ファミリー・サポート・センター事業は、子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と子育ての援助を行いたい方（提供会員）の会員制の組織で、会員相互で子育ての援助活動を行います。

事務所は、子育て支援センター内に置き、援助活動の調整やアドバイスをを行います。

平成 21 年度末に事業を実施し、平成 22 年度以降、本格的な会員相互の支援活動を実施します。

単位	平成 21 年度 実績予定	平成 26 年度 目標事業量	平成 29 年度 目標事業量
か所	1	1	1

## 資 料 編

### 1 上富良野町次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱

上富良野町次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱

(平成 21 年 7 月 15 日決定)

(設置)

第 1 条 この要綱は、上富良野町次世代育成支援行動計画の策定に関し、住民参画の計画づくりを推進するため、上富良野町次世代育成支援行動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 策定委員会は、上富良野町次世代育成支援行動計画の策定に関して調査研究し、町長に必要な意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 策定委員会は、委員 10 名以内をもって組織する。

2 委員は、関係機関・団体から推薦される者をもって組織し、町長が委嘱する。

(委員長の職務及びその代理)

第 4 条 策定委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員長は策定委員会を代表し会務を統括する。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 策定委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者から意見を聞くことができる。

(任期)

第 6 条 委員の任期は、平成 22 年 3 月 31 日までとする。

(庶務)

第 7 条 策定委員会の庶務は、保健福祉課子育て支援班において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営その他必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 7 月 15 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日に廃止する。

## 2 委員名簿・計画策定委員会の開催状況

### 上富良野町次世代育成支援行動計画策定委員会委員名簿

(任期：平成 21 年 7 月 15 日～平成 22 年 3 月 31 日)

	所属団体・機関等の名称	役 職	氏 名
委員 長	上富良野高田幼稚園代表	園 長	増 田 修 一
副委員 長	上富良野町校長会代表	上富良野小学校長	藤 木 友 善

番号	所属団体・機関等の名称	役 職	氏 名
1	上富良野町校長会代表	上富良野小学校長	藤 木 友 善
2	上富良野町 PTA 連合会代表	会 長	鎌 田 孝 徳
3	上富良野高田幼稚園代表	園 長	増 田 修 一
4	保育所代表	わかば愛育園園長	成 田 逸 子
5	上富良野西保育園父母の会代表	代 表	千 葉 美由紀
6	中央保育所父母の会代表	代 表	田 中 智 幸
7	育児サークル連絡協議会代表	代 表	谷 由紀子
8	子育てボランティア代表	代 表	佐 藤 みどり
9	上富良野町商工会代表	代 表	立 松 幸 恵
10	主任児童委員代表	主任児童委員代表	高 木 香代子

(敬称略 順不同)



次世代育成支援行動計画（後期計画）策定委員会の開催状況

開催年月日	事 項	協議内容
平成21年 8月21日	第1回策定委員会	委員長・副委員長選出 後期計画策定委員会の設置について 行動計画の概要について 上富良野町次世代育成支援行動計画（前期計画）について ニーズ調査の実施について 策定スケジュールについて
平成21年 9月25日	第2回策定委員会	前期計画の総括について ニーズ調査の結果について 後期計画の内容検討について
平成21年10月20日	第3回策定委員会	後期計画の概要について 国が示す近年の課題と取り組みについて ニーズ調査を踏まえた課題について 国が定める目標事業量について
平成22年 2月22日	第4回策定委員会	後期計画（素案）の検討について 定量的目標事業量の目標設定について パブリックコメントについて
平成22年 3月 日	第5回策定委員会	計画書原案の検討について

### 3 ニーズ調査結果

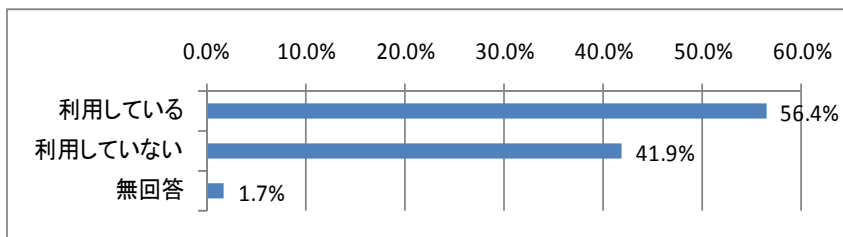
#### (1) 就学前児童

○調査対象者・・・町内に在住する0歳から5歳の就学前の子どもを持つ保護者

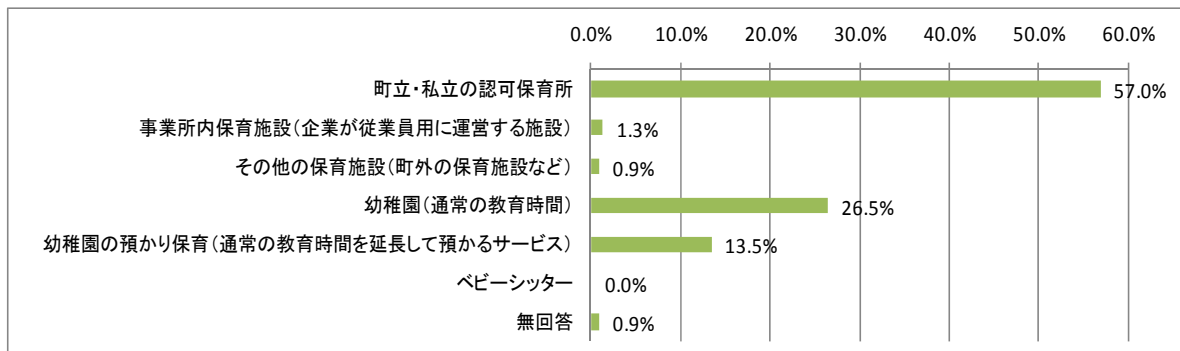
○配布数・回答数

配布数	有効回答数	有効回答率
583	351	60.2%

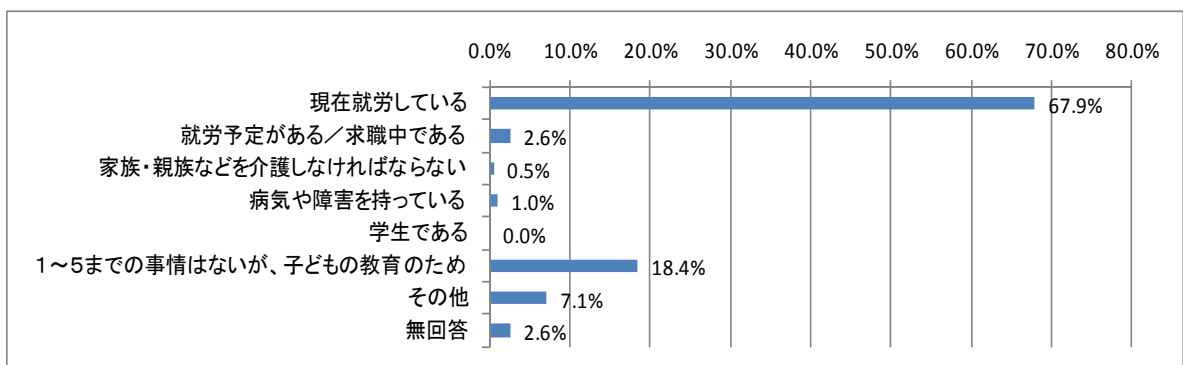
#### ①町の保育サービス等の利用状況



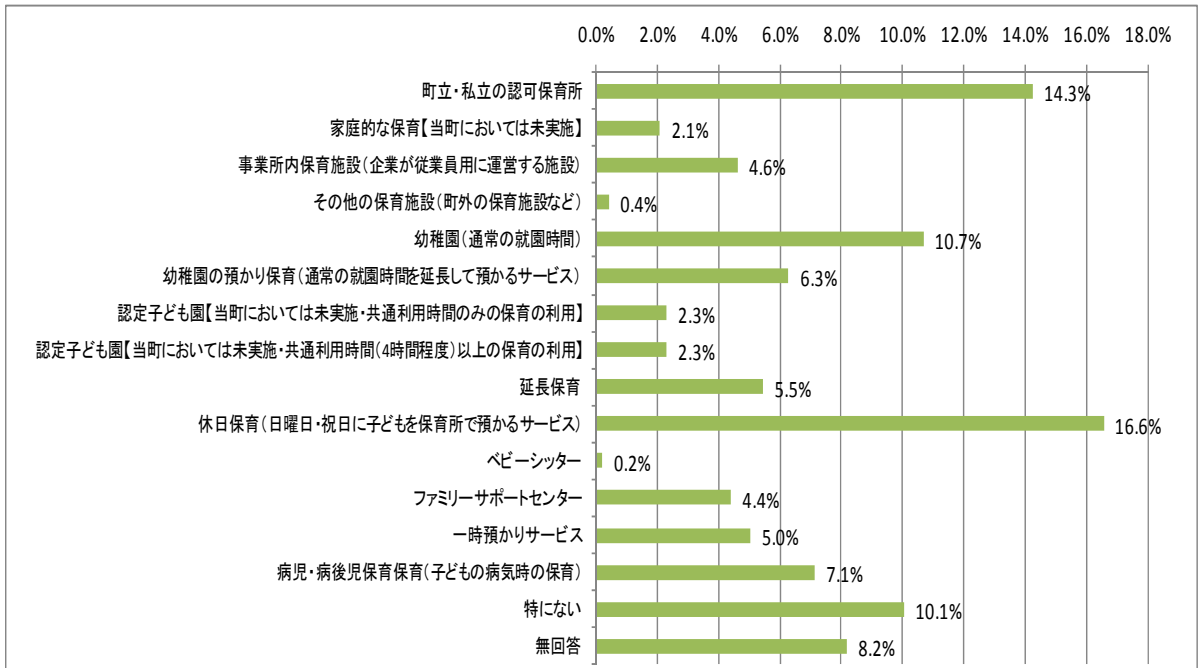
#### ②現在利用している保育サービス



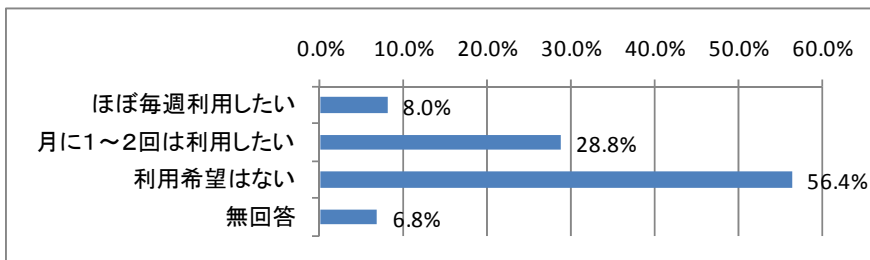
#### ③利用している理由



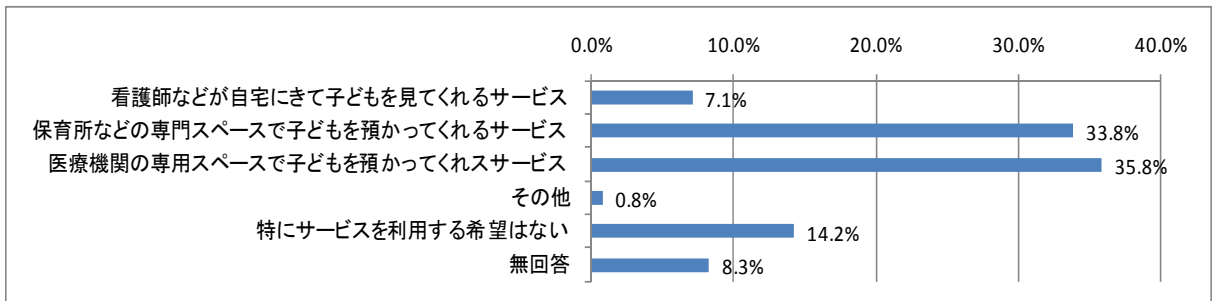
④今後利用したい保育サービス



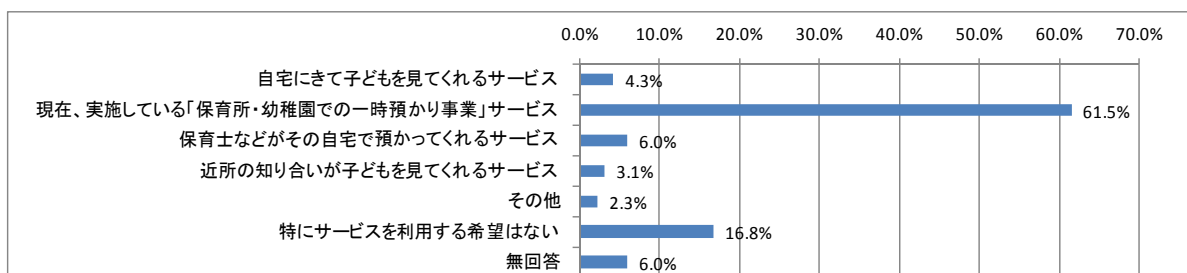
⑤休日保育の利用希望状況



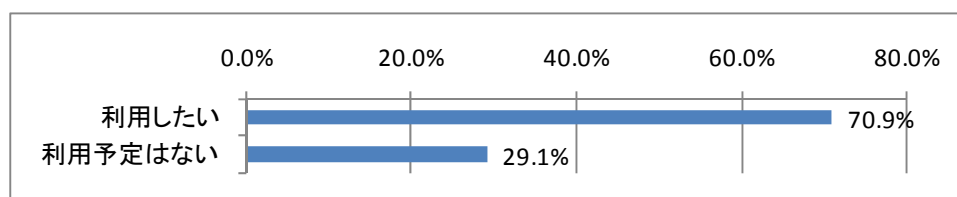
⑥病児・病後児保育の利用希望状況



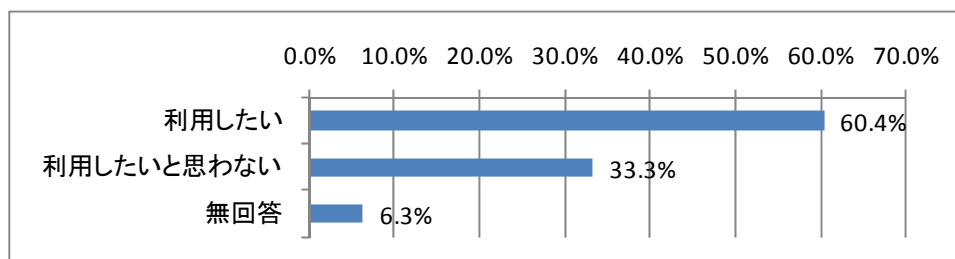
⑦一時預かり事業の利用希望状況



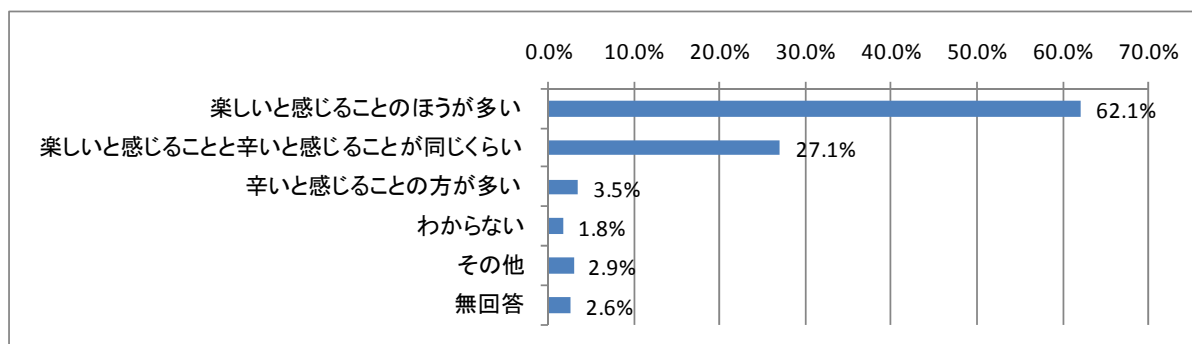
⑧放課後児童クラブの利用希望状況



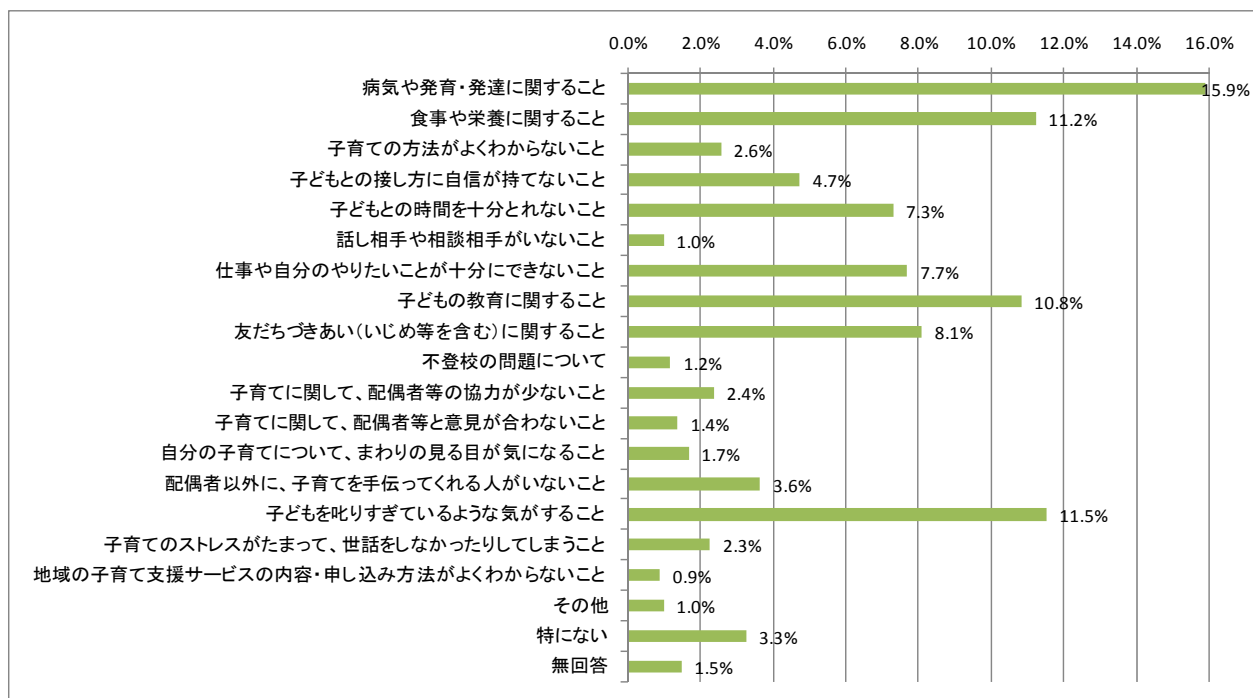
⑨ファミリー・サポート・センターの利用希望状況



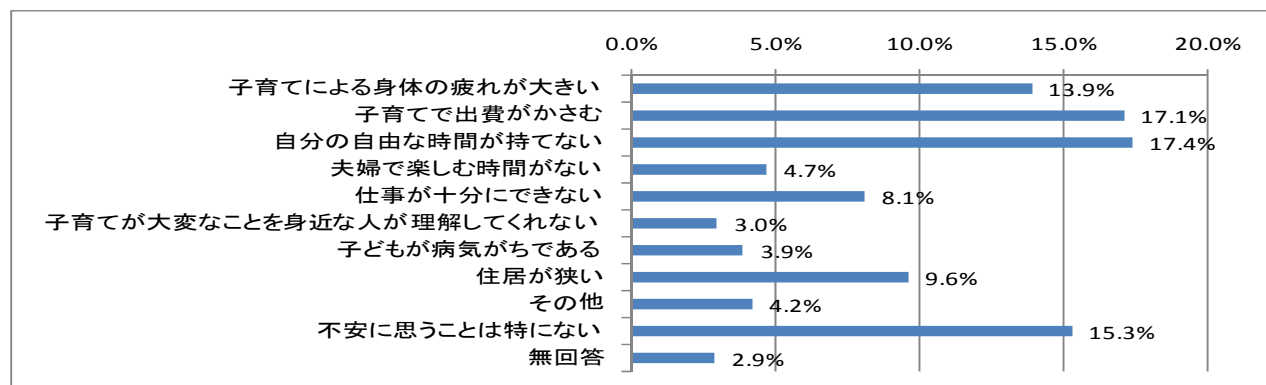
⑩子育てに関して感じていること



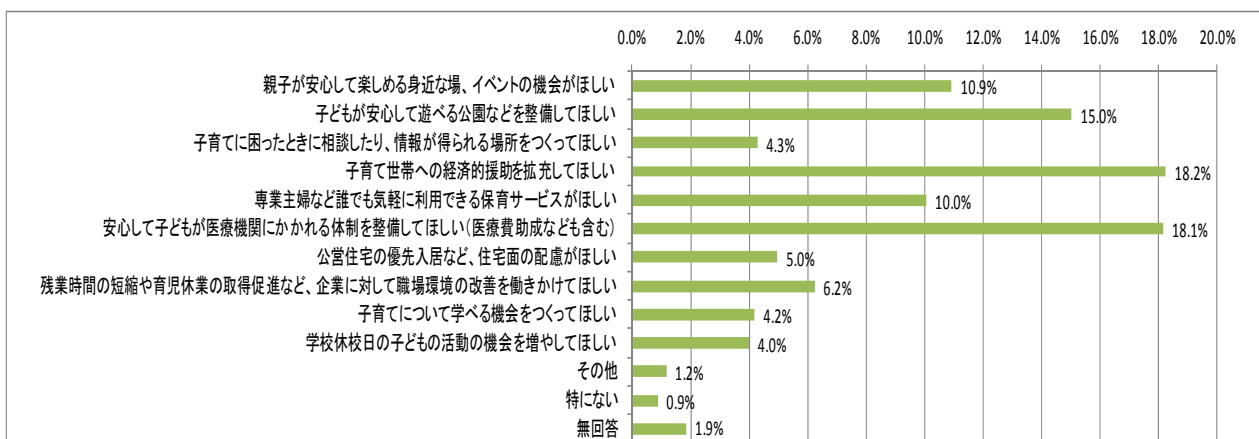
⑪子どものことで心配・気になっていること



⑫子育てでとくに負担を感じること、悩んでいること



⑬充実してほしい子育て支援施策



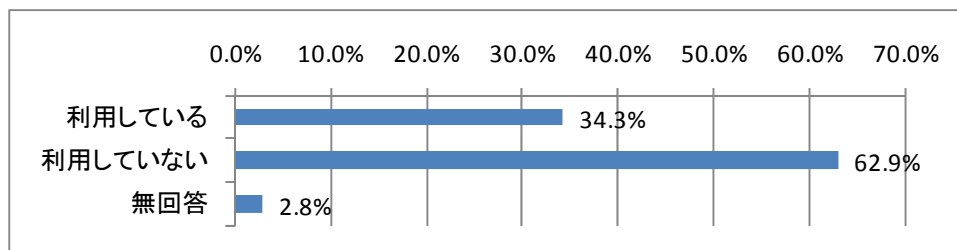
(2) 小学校1年生～3年生児童

○調査対象者・・・町内に在住する小学校1年生から3年生の子どもを持つ保護者

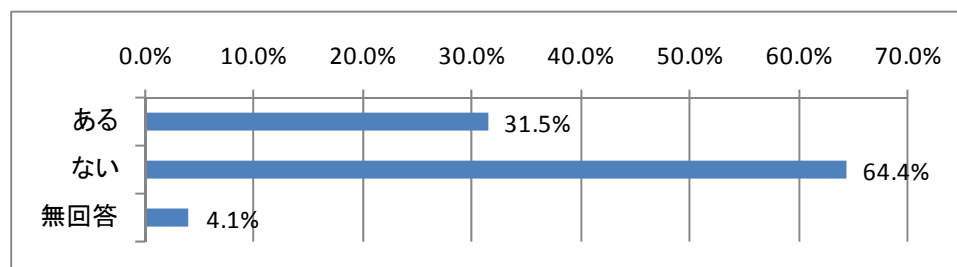
○配布数・回答数

配布数	有効回答数	有効回答率
317	213	67.2%

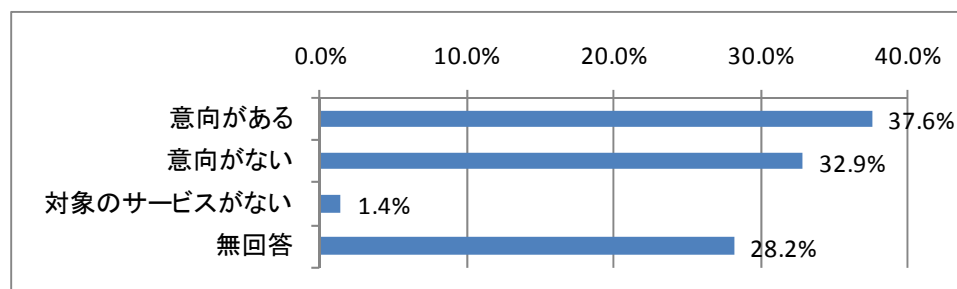
①放課後クラブの利用状況



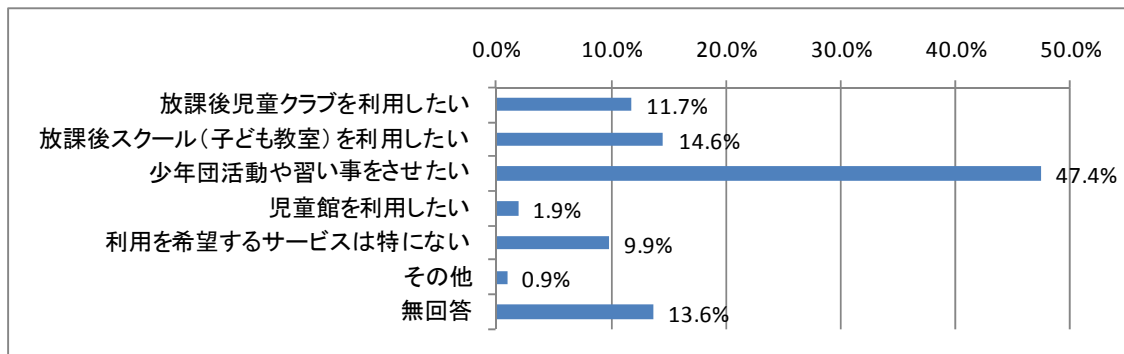
②放課後クラブの土曜日の利用状況



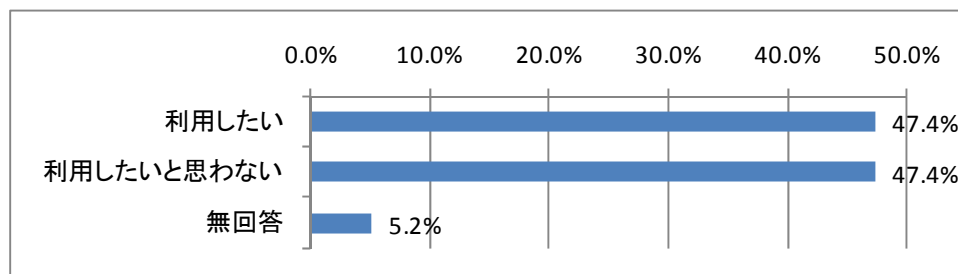
③放課後スクール（子ども教室）の利用状況



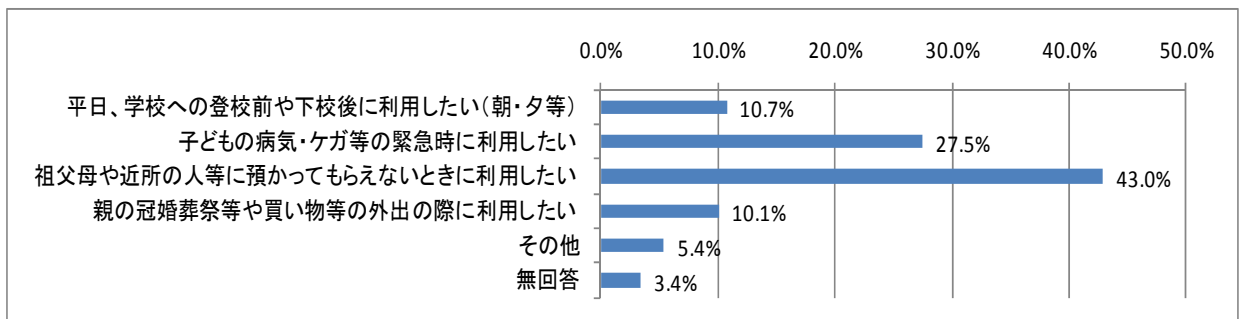
④ 4年生以降の放課後の過ごし方について



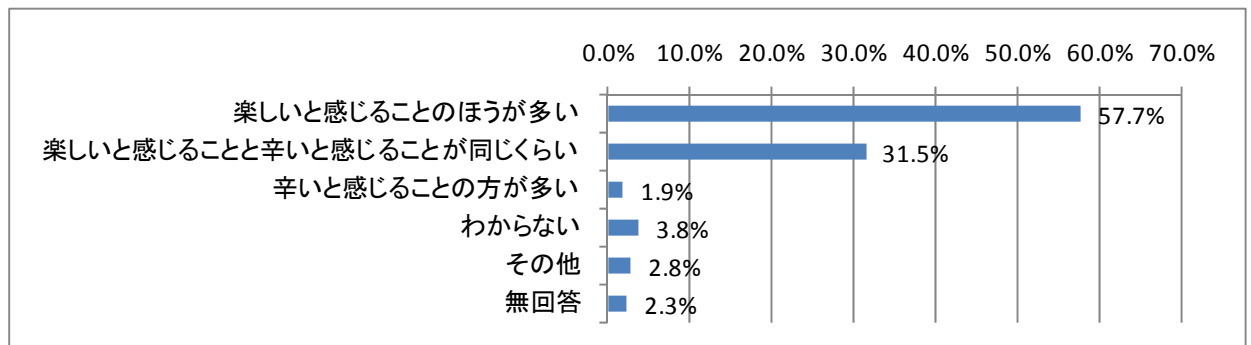
⑤ ファミリー・サポート・センターの利用希望



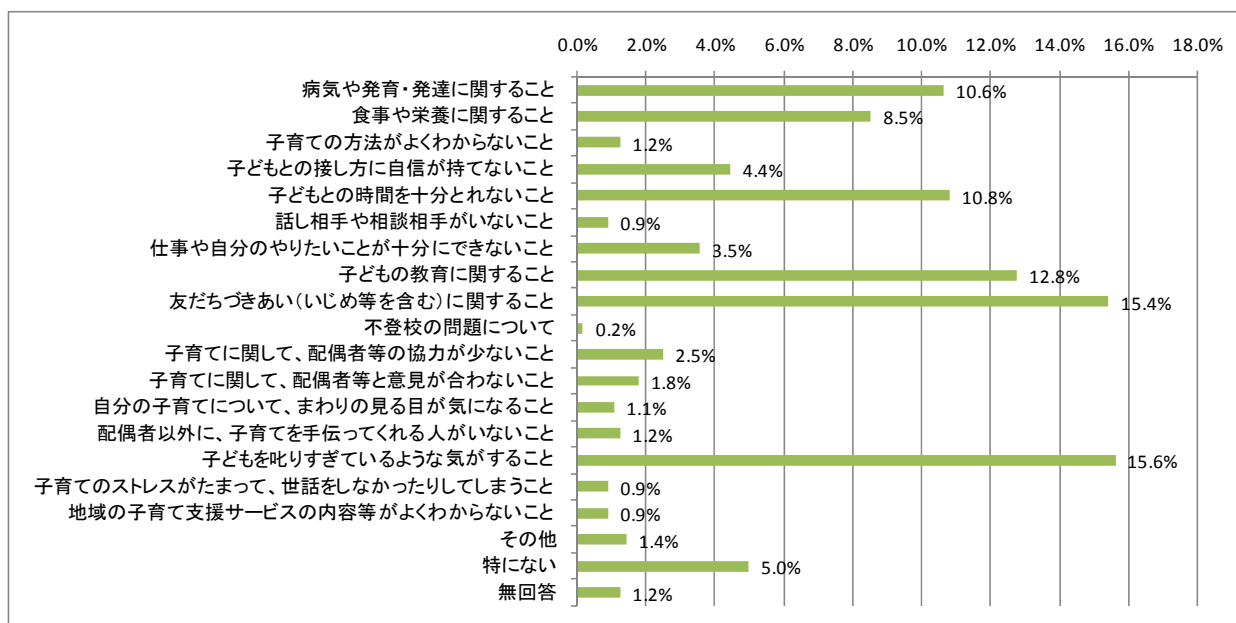
⑥ ファミリー・サポート・センターの利用目的



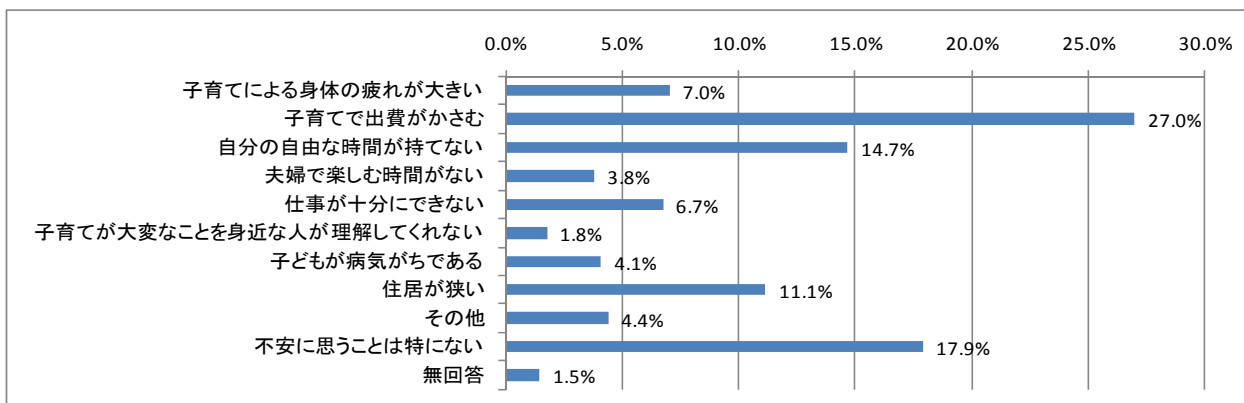
⑦ 子育てに関して感じること



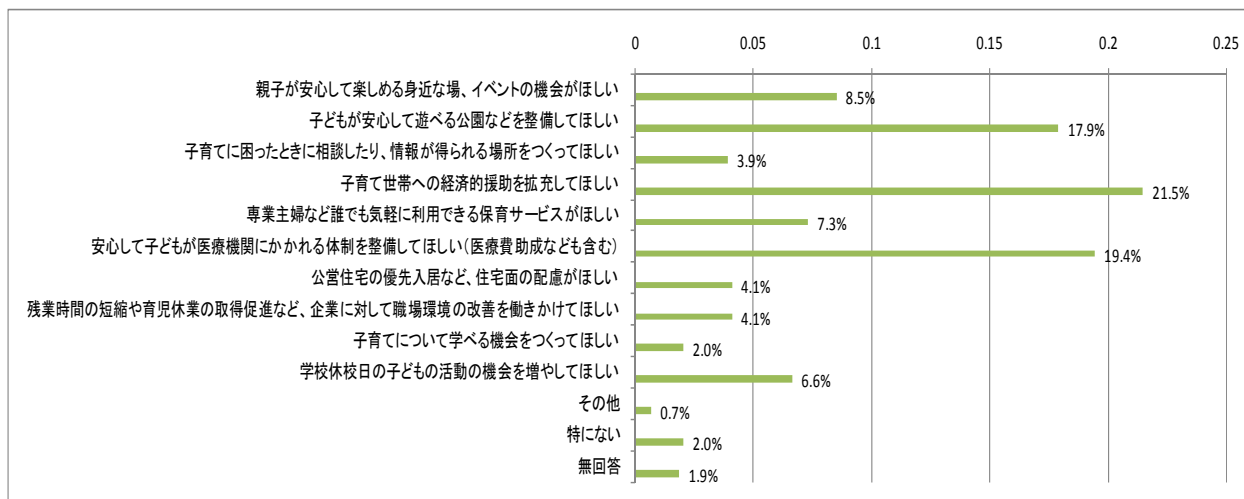
⑧子どものことで心配・気になっていること



⑨子育てでとくに負担を感じること、悩んでいること



⑩充実してほしい子育て支援施策





---

---

上富良野町次世代育成支援行動計画  
後期計画（平成22年度～平成26年度）

---

平成22年2月（素案）

発行 上富良野町

編集 上富良野町保健福祉課

〒071-0561

上富良野町大町2丁目8番4号

TEL(0167) 45-6987

---

---